

令和6年度

集 団 指 導 資 料

～指定期宅介護支援事業所～

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

令和6年度 集団指導資料 (指定居宅介護支援事業所)

(目次)

第1 指定居宅介護支援事業に関する事項

1 介護保険法第80条	P 1
2 運営基準	
(1) 運営基準の性格	P 1
(2) 事業の基本方針	P 2
(3) 人員に関する基準	P 2
① 介護支援専門員の員数	
② 管理者	
(4) 運営に関する基準	P 4
①～⑩	
⑪指定居宅介護支援の具体的取扱方針	
(1号)～(27号)	P 7
⑫～⑳	
(5) 雜則	P 33
3 変更の届出等	P 34
4 指定の取消し	P 35
5 主な関係法令等	P 35
6 介護報酬関連	
(1) 居宅介護支援費に関する基本事項	P 36
(2) 居宅介護支援費の取扱い	P 37
① 取扱い件数の取扱い 等	P 37
② 運営基準減算について	P 38
③ 特定事業所集中減算の取扱い	P 42
(3) 加算について	P 44
(4) 指定介護予防支援の介護報酬について	P 66
(5) 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算	P 68

第2 その他関連事項

1 月額報酬の日割り等の算定方法についてのQ & A 等	P 72
2 介護サービス関係Q & A集	P 78
3 医療保険と介護保険の給付調整	P 101
4 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について	P 121
5 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について	P 123

第1 指定居宅介護支援事業に関する事項

1 介護保険法第80条 (居宅介護支援の事業の基準)

事業者は、居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に居宅介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 運営基準

(1) 運営基準の性格

- 基準は、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準である。
事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- 基準を満たさない場合は、指定又は更新は受けられない。
- 運営開始後、基準違反が明らかになった場合には、市町村長は、
① 相当の期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、
② 相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
③ 正当な理由無く、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令する」ことができる。
なお、③の命令を行った場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表する。
また、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- ただし、次の場合には、基準に従つた適正な運営ができなくなったものとして、指定の全部若しくは一部の停止、又は直ちに指定を取り消すことができる。
 - ① 指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受したとき、その他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき
- 特に、指定居宅介護支援の事業において、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきとされている。

(2) 事業の基本方針

- 利用者が可能な限り、居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
～「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念の実現
- 利用者の選択に基づく、多様な事業者からの総合的かつ効率的なサービス提供に配慮すること。
- 公正中立 を行うこと。：特定のサービスや事業者に不当に偏しないこと。
- 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の事業者、介護保険施設等との連携に努めること。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 人員に関する基準

※用語の定義

① 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していることをいうものである。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下この①において「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下この①において「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業所が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。

② 「専らその職務に従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

① 介護支援専門員の員数

- 事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず1人以上の介護支援専門員を常勤で置かなければならない。
- 常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨である。
介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。

当該常勤の介護支援専門員の配置は、利用者の数（当該事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が44人又はその端数を増すごとに増員するものとする。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 利用者数に比べて介護支援専門員数が非常に少ない。
- ・ 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務している。

② 管理者

管理者は、主任介護支援専門員であって、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし管理者がその管理する居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合は、必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくとも差し支えない。（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る）

なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

また、例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合及び事故発生時や災害発生時の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆けつける付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられる。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。

なお、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。

また、次項に該当する場合には、管理者要件についての特例の適用を受けることができる。

- 以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。
 - ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（様式は各保険者へ問い合わせること）を保険者に届け出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

- （※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり
- ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
 - ・急な退職や転居 等
 - ・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

（4）運営に関する基準

① 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進について

- 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

② 内容及び手続の説明及び同意

- 事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要・介護支援専門員の勤務体制・秘密の保持・事故発生時の対応・苦情処理の体制等、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

同意については書面によって確認することが望ましい。

- 居宅サービス計画は、基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居

宅サービス事業者等の紹介を求ること等につき十分説明を行わなければならぬ
い。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて居宅
サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めるこ
とが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に
加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申
込者から署名を得ることが望ましい。

さらに、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービ
ス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護
(以下この項において「訪問介護等」という。) がそれぞれ位置付けられた居宅サ
ービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において
作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一
の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供された
ものが占める割合(上位3位まで)等につき十分説明を行い、理解を得るよう努め
なければならない。

この前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成
された居宅サービス計画を対象とする。

- ① 前期(3月1日から8月末日)
- ② 後期(9月1日から2月末日)

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、
その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

〈運営指導における不適正事例〉

- ・ 重要事項説明書が作成されていない・交付されていない。
- ・ 重要事項説明書の記載内容が不十分。
(例) 苦情相談窓口(事業所・国保連・市町村)、事故発生時の対応
苦情処理の体制、秘密の保持
- ・ 重要事項説明書の内容が運営規程と異なる。※特に実施地域や営業日
- ・ 実施地域を越えたサービスの提供に係る交通費の記載が不適切。

③ 提供拒否の禁止

- 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
(正当な理由の例)

- ・事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ・利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・利用申込者が他の事業所にも併せて依頼を行っていることが明らかな場合

④ サービス提供困難時の対応

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じなければならない。

⑤ 受給資格等の確認

被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

⑥ 要介護認定の申請に係る援助

新規、更新の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行わなければならない。

⑦ 身分を証する書類の携行

事業者は、介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導すること。

⑧ 利用料等の受領

- 償還払いの場合の利用料と介護報酬により算定した額との間に、不合理な差額を設けてはならない。
- 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を実施する場合は、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。その場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- あいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められない。

⑨ 保険給付の請求のための証明書の交付

利用者から利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

⑩ 指定居宅介護支援の基本取扱方針

- 居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うこと。
- 医療サービスとの連携に十分配慮して行うこと。
- 事業者は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

〈運営指導における不適正事例〉

- ・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するような計画となっていない。

(例) 主治医意見書等に「訪問看護」や「通所リハビリテーション」等が必要であるとの記載があるのに、その利用について検討されることなく、訪問介護のみを計画に位置付けている事例

⑪ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

利用者の課題分析（第6号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第12号）に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行なうことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

（1号） 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成

管理者は、居宅サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させること。

（2号） 基本的留意点

指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要。
- 介護支援専門員は、サービスの提供方法等について利用者及びその家族に理解しやすいように説明を行うことが重要。

（第2の2号） 身体的拘束等の原則禁止

（第2の3号） 身体的拘束等を行う場合の記録

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行なはず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむをえない理由を記録しなければならない。

（3号） 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようしなければならない。

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長することがあってはならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等を利用するようなプランとなっていない。
(例) ・毎月のようにサービス内容、利用頻度、時間が変わっている
・支給限度額一杯にするために、必要のないサービスまで組んでいる

(4号) 総合的な居宅サービス計画の作成

- 利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要。
- 介護給付等対象サービス以外のサービス等も含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。

(例)

- ・ 市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導・教育等の保健サービス
- ・ 老人介護支援センターにおける相談援助
- ・ 市町村施策（配食サービス、寝具乾燥サービス等）
- ・ 地域住民による見守り、配食、会食等の自発的な活動によるサービス
- ・ 精神科訪問看護等の医療サービス
- ・ はり師・きゅう師による施術
- ・ 保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練

- 介護支援専門員は、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると思われるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、地域において提供されるよう関係機関等に働きかけることが望ましい。

(5号) 利用者自身によるサービスの選択

- 利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するもの。
- 特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。
- 例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用するなどを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷

地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 計画の作成開始時に同一事業主体のサービス事業所以外のサービス事業者等の情報を利用者・家族に提供していない

(6号) 課題分析の実施

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行う。
- 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等、利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- 課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。
- 国が示した23項目は具備すること。

(参考)

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日 老企第 29 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙 4 の別添

(別添)

課題分析標準項目

基本情報に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容（例）
1	基本情報（受付、利用者等基本情報）	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報（受付日時、受付対応者、受付方法等）、利用者の基本情報（氏名、性別、生年月日・住所・電話番号等の連絡先）、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報（介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等）について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目（※ 次ページ参照）
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目（※ 次ページ参照）
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果（要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等）について記載する項目
9	課題分析（アセスメント）理由	当該課題分析（アセスメント）の理由（初回、定期、退院退所時等）について記載する項目

課題分析（アセスメント）に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容（例）
10	健康状態	利用者の健康状態（既往歴、主傷病、症状、痛み等）について記載する項目
11	A D L	A D L（寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）に関する項目
12	I A D L	I A D L（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）に関する項目
20	問題行動	問題行動（暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等）に関する項目
21	介護力	利用者の介護力（介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等）に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険個所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況（虐待、ターミナルケア等）に関する項目

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(7号) 課題分析における留意点

- 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。
→ 利用者やその家族との信頼関係・協働関係の構築、面接の趣旨の説明・理解
- アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 課題分析が全く行われていない、また、必要項目を満たしていない。
- ・ 適切な方法を用いた課題分析が行われていない。
- ・ 利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）又はその結果の記録が不十分。
- ・ アセスメントに当たって利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。
- ・ 家族への説明がなされていない。

(8号) 居宅サービス計画原案の作成

- 利用者の希望及び利用者についてアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、最も適切なサービスの組合せを検討し、実現可能なものとすること。
- 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスの長期目標・それを達成するための短期目標・それらの達成時期、サービスの種類・内容・利用料、サービス提供上の留意事項を明確に盛り込むこと。
- 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指し、サービス提供事業者側の個別サービス行為を意味するものではない。
- 各事業所のサービス提供における留意点を認識すること。
→ 通所サービスにおいて、併設される医療機関への通院を一律に機械的に位置付けることは適切ではない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 第1表「生活援助中心型の算定理由」が明示されていない。
- ・ 第2表「目標に付する期間」「援助の期間」「保険給付の対象か否かの区分」等が明示されていない。
- ・ 第2表「目標」「サービス内容」が具体的でない。
- ・ 第3表「週単位以外のサービス」が記載されていない。
- ・ 第3表「主な日常生活上の活動」が明示されていない。
- ・ アセスメントにより把握された課題と計画に位置付けられたサービスが対応していない。
- ・ 居宅サービス計画書の各表の記載内容に不整合がある。
- ・ 居宅サービス計画書がない期間がある。

(9号) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

- 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために何ができるか等について、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要。

また、やむを得ない理由がある場合については、照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。

なお、やむ得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかつた場合等が想定される。

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことが出来るものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この（9号）において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

また、末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応すること。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい。

- サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 計画の新規作成、変更の際にサービス担当者会議等を行っていない。
- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けた全ての居宅サービス事業等の担当者からの意見を求めていない。
- ・ サービス担当者会議における検討内容が不充分である。

※ 意義あるサービス担当者会議とするには、開催の趣旨を明確にすることが大切で、何を全員で議論する必要があるのか、課題や論点をあらかじめ整理することが、介護支援専門員の役割として重要である。

(主な論点のポイント)

□利用者及び家族のニーズの共有化

利用者及び家族の希望する生活のあり方や、サービス利用の意向の情報を、共有化すること

□目標・プランの共有化

長期目標、短期目標の決定や提供サービスの決定など

□役割分担の明確化

それぞれの専門サービス実施上の課題と解決方法、今後の方針等を確認する

□利用者のためのチーム形成及び連携方法

(10号) 居宅サービス計画の説明及び同意

- 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表(利用票)及び第7表(別表)に相当するものすべてを指す。

(11号) 居宅サービス計画の交付

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 担当者に交付する際には、計画の趣旨及び内容等について十分説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービスが当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。
- 居宅サービス計画は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 説明が不十分なため、利用者が本来対象とならない内容のサービスが保険給付の対象となると誤解している。
- ・ 計画の原案について利用者の同意を得ていない。
- ・ 居宅サービス計画書を利用者に交付した旨の記録がない。
- ・ 計画書に計画作成日を記載していない。
- ・ 居宅サービス計画書を、利用者及び居宅サービス計画に位置づけた各サービス担当者に交付していない。(特に第1表から第3表)

(12号) 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第

1 項に規定する訪問介護計画をいう。) 等指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする。

- 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であるため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。
- なお、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

(13号・13の2号) 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、各サービス担当者と緊密な連携を図り、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。
- また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師等又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、
 - ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
 - ・薬の服用を拒絶している
 - ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
 - ・口臭や口腔内出血がある
 - ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
 - ・食事量や食事回数に変化がある
 - ・下痢や便秘が続いている
 - ・皮膚が乾燥していたり、湿疹等がある
 - ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 居宅サービス計画作成後の課題把握・連絡調整等が不十分である。
- ・ 提供されたサービス内容が居宅サービス計画と異なっている。

(14号) モニタリングの実施

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。

特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこと。

ただし、基準第13条第14号ロ(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当である。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要がある。

イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要である。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。

ロ 利用者的心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。

- ・ 介護者の状況の変化が無いこと。
- ・ 住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
- ・ サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。

ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要である。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知する「情報連携シート」を参考にされたい。

ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、

いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。

- 特段の事情とは、利用者の事情により居宅訪問・面接ができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。
- 特段の事情については、具体的な内容を記録しておくことが必要。
- モニタリングの結果は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 1月に1回、利用者と面接していない。
- ・ モニタリングの記録がない。
- ・ モニタリングの内容が不十分である。
※ モニタリングとは、計画に位置づけられたサービスが計画どおりに提供され、それが目標達成に有効であるものかを検討するため、継続的なアセスメントとサービスの点検、評価を行うもの

【参考】

①初期のモニタリングのポイント(利用者の現状から)

- 居宅サービスに組込まれたサービスが、的確に提供されているか
- サービス内容は適切で、目標に沿って提供されているか
- 介護者が、サービスの導入にうまく適合できているか
- 利用者が変更や取消しを、繰り返していないか
- 現実にサービスを利用した新しい生活状況が、利用者にとってどうか

②継続期のモニタリングのポイント

- 提供されているサービスの有効性を確認しているか
- 提供されているサービスに対する、利用者からの苦情等がないか
- 時間の経過とともに、利用者の状態や取巻く環境、例えば介護家族の状況や、生活環境などの変化を把握しているか
- 利用者の状態変化の兆候の早期発見を心がけているか
- 目標の達成度を把握しているか
- ケアプラン作成時に残された課題があった場合は、経過確認や今後の対応を検討しているか
- 各サービス担当者から利用者の状態を確認し、必要に応じて情報交換しているか

(15号) 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取

次の場合には、サービス担当者会議の開催により居宅サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めるこ

- ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

なお、ここでやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかつた場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。

- サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容は、記録するとともに各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。居宅サービス計画の変更の必要がない場合も同様。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 更新認定、区分変更認定時に、サービス担当者会議を開催していない。
- ・ 更新認定、区分変更認定時に、サービス担当者会議等で計画変更の必要性について十分検討されていない。
- ・ ケアプラン変更時にサービス担当者会議を開催していない。（軽微な変更を除く）

(16号) 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。

ただし、この場合においても介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第13号（⑭居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。

(17号) 介護保険施設への紹介その他便宜の提供

(18号) 介護保険施設との連携：居宅における生活への円滑な移行

(18号の2) 居宅サービス計画の届出

訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。以下この（18号の2）において同じ。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。

このため、一定回数（基準第13条第18号の2により厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。）以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

届出にあたっては、当該月において作成又は変更（（16号）における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出こととする。

なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。また、居宅サービス計画の提出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。

※ 参照 P97 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

(18号の3) 居宅サービス計画の届出

居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位（以下この（18号の3）において「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣に定める基準（基準第13条第18号の3の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。

このため、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載とともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

届出にあたっては、当該月において作成又は変更（（16号）における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出こととする。

なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。

また、居宅サービス計画の提出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。

(19号・19号の2・20号) 主治の医師等の意見等

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）を居宅サービス計画に位置付ける場合には、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて

ては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあって、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 事前に主治医に意見を求めないまま訪問看護等の医療サービスを、計画に位置付けている。
- ・ 主治医の意見について、口頭確認のみ行い内容が記録に残されていない。

【参考】

医療保険と介護保険の調整については、令和4年3月25日付保医発0325第2号（「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について：厚生労働省保険局医療課長通知）により改正されているため、留意すること。

(21号) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置付け

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- 短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付けるサービスの計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないこと。
- 短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、個々の利用者の心身状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持の必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能であること。

(22号・23号) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び福祉用具販売を位置付け場合は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第13条第5号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続する場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

※ 留意事項

(ア)

介護支援専門員は、要介護1の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の調査票について必要な部分の写しを市町村から入手しなければならない。ただし当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに同意していない場合は、調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。

【参考】別に厚生労働大臣が定める者（第94号告示第31号のイ）

次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) **車いす及び車いす付属品** 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に歩行が困難な者
 - (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- (2) **特殊寝台及び特殊寝台付属品** 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に起き上がりが困難な者
 - (二) 日常的に寝返りが困難な者
- (3) **床ずれ防止用具及び体位変換器**
日常的に寝返りが困難な者
- (4) **認知症老人徘徊感知機器** 次のいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 - (二) 移動において全介助を必要としない者
- (5) **移動用リフト（つり具の部分を除く。）** 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
 - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

(6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者

- (一) 排便が全介助を必要とする者
- (二) 移乗が全介助を必要とする者

※自動排泄装置については要介護1から要介護3の者

(イ)

介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

(ウ)

介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

【参考】(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウ i) ~ iii)

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(24号) 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映

(25号) 指定介護予防支援事業者との連携

(26号) 指定介護予防支援業務の受託に関する留意点

指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所から指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼす事がないよう配慮しなければならない。

(27号) 地域ケア会議への協力

地域ケア会議は個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められる。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

⑫ 法定代理受領サービスに係る報告：給付管理票

⑬ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

- ・ 事業者変更の場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合
- ・ 利用者からの申し出があった場合

⑭ 利用者に関する市町村への通知：不正な保険給付の受給

⑮ 管理者の責務

- 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要である。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 管理者が利用申込の調整をしていない。
- ・ 管理者が各介護支援専門員の居宅サービス計画の内容不備等を把握しておらず、また指導していない。
- ・ 管理者が各介護支援専門員の実施状況を把握していない。

⑯ 運営規程

- 事業の目的及び運営の方針
- 職員の職種、員数及び職務内容
 - ・ 介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。
 - ・ 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第2条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。
- 営業日及び営業時間
- 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- 利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること
- 通常の事業の実施地域
 - ・ 客観的にその区域が特定されるものとすること
 - ・ 利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではない。
- 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務）
- その他運営に関する重要事項

⑯ 勤務体制の確保

- 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- 勤務の状況等は管理者が管理する必要があり、当該事業所の業務として一体的に管理されることが必要。
- 事業者は、事業所ごとに、事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させること。
- 事業者は介護支援専門員の資質の向上を図る研修の機会を確保すること。
- 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

1 事業主が講ずべき措置の具体的な内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下この⑯において同じ。）に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

2 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 月毎の勤務（予定）表が作成されておらず、勤務状況が不明確。
- ・ 勤務表上、勤務時間・常勤非常勤の別・職員の兼務関係が不明確。

⑯ 業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施しなければならない。
 - * 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
 - * 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
 - * 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」と「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画

並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

* 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- * 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
 - * 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

⑯ 設備及び備品等

- 必要な事務室・設備・備品等を確保すること。
- 相談やサービス担当者会議等に対応するための、利用しやすいスペースを確保すること。

⑰ 従業者の健康管理

- 事業者は介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、管理すること。

〈運営指導における不適正事例〉

- ・ 定期的に健康診断が行われていない。
- ・ 健康診断記録が事務所に保管されていない。

㉑ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じなければならない。各事項について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
 - ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「感染対策委員会」という。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - * 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
 - (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者
- 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催する必要がある。
- * 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- * 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- * 感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、次に掲げる指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にはあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。
 - ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - * 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
 - * 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。な

お、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

- ・ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- * 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

㉗ **掲示**

- 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。
 - ・ 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に掲示すること。
- 事業者は、上記の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 - ・ 事業者は、原則として、重要事項を当該指定居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。
 - イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。
 - ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定居宅介護支援事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第22条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や基準省令第31条第1項の規定に基づく措置に代えることができる。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 事業所に重要事項が掲示されていない。
- ・ 利用者が見えにくい場所に、重要事項が掲示されている。

(政令指定都市・中核市の事業所にあっては、各条例をご確認ください。)

㉓ 秘密保持

- 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 事業者は、介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においても利用者・家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講ずるべきものであること。
- 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 在職中、退職後の秘密保持について措置が講じられていない。
- ・ 個人情報（家族を含む）使用の同意を、文書で得ていない。

㉔ 広告：内容が虚偽又は誇大なものであってはならない

㉕ 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

- 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して、利益誘導のために、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行ってはならない。
例) 居宅介護支援の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービス計画に位置付けることはあってはならない。
- 介護支援専門員は、利用者に、利益誘導のために、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。（上記例参照）
- 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

㉖ 苦情処理

- 事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けたサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 事業者は、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
- 事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 事業者は、市町村からの文書・物件の提出・提示の求め、又は質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。
- 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。
- 事業者は、居宅サービス計画に位置付けたサービス、又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 事業者は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、そこから指導・助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。
- 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。
- 事業者は、相談窓口連絡先や苦情処理の体制・手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要を、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しなければならない。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第2の3の18の①（㉗ 掲示28ページ参照）に準ずるものとする。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 苦情を処理するために講ずる措置の概要が事務所に掲示されていない。
- ・ 苦情に対する処理経過を記録する様式が整備されていない。
- ・ 市町村からの照会に応じていない。
- ・ 相談窓口連絡先として、市町村（保険者）、国保連の窓口が記載されていない。

㉗ 事故発生時の対応

- 事業者は、事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 事故発生時の対応方法を定めておくこと。
- 損害賠償保険に加入すること、又は賠償資力を有すること。
- 事故発生については、原因を解明し、再発防止の対策を講じること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 事故発生時の連絡マニュアル等がない。
- ・ 事故報告等の記録が整備されていない。
- ・ 病院受診等、保険者へ報告義務がある事故を報告していない。

② 虐待の防止

- 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「虐待防止委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - * 虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
 - * 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。
 - * 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。
 - * 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
 - * 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ・ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- * 指針には、次のような項目を盛り込むこととする。
 - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
 - ・ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - * 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
- また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。
- ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - * 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内の複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
- （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

㉙ 会計の区分

- 事業者は、事業所ごとに経理を区分とともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 他の事業との会計の区分がされてない。

㉚ 記録の整備

- 事業者は、従業者、設備、備品、会計に関する記録を整備しなければならない。
- 事業者は、次の書類を整備し、各指定権者が定める基準に沿って、5年間又は2年間保存しなければならない。（詳細は各指定権者が制定している条例を参照のこと。）
 - ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - ・ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳
 - 居宅サービス計画
 - アセスメントの結果の記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
 - ・ 第13条第2号の3の規定（「⑪ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 7ページ参照」）による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ・ 市町村への通知に係る記録

- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

<運営指導における不適正事例>

- ・ 書類が整備されていないため、介護支援専門員の勤務形態等が不明。
- ・ 居宅サービス計画書（第1表から第7表まで）がない。
- ・ アセスメントの結果の記録が整備されていない。
- ・ サービス担当者会議等の記録がない。
- ・ モニタリングの結果の記録がない。

(5) 雜則

○ 電磁的記録について

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる指定居宅介護支援事業者記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

○ 電磁的方法について

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

3 変更の届出等（介護保険法第82条、同法施行規則第133条）

※1 事業者は、下記の事項に変更があった場合、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- ・ 事業所の名称・所在地
- ・ 開設者（法人）の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日、住所及び職名
- ・ 開設者の定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例
- ・ 事業所の平面図
- ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日・住所及び経歴
- ・ 事業所の運営規程
- ・ 居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
- ・ 介護支援専門員の員数、氏名及びその登録番号、勤務形態等
- ・ 法人役員の氏名、生年月日・住所

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 変更の届出がなされていない。
(運営規程、平面図、介護支援専門員等)

※2 廃止（休止）届出書の事前届出

- 以前は事業所を廃止（休止）する場合には、廃止（休止）後10日以内に、廃止（休止）の届出を提出することになっていたが、平成21年5月1日から、事業所の廃止（休止）の1か月前までに、提出しなければならない。
- 事業所を休廃止しようとする事業者は、利用者等に対する継続的なサービス確保のための便宜供与（他の事業者へのあっせん等）が法的に義務付けられている。

☞ 届け出に関する様式等については各市町村HPに掲載。

4 指定の取消し（介護保険法第84条）

市町村長は、次のいずれかに該当する場合においては指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部効力を停止することができる。

- ア 事業者が、基準に定める介護支援専門員の人員を満たすことができなくなったとき
- イ 事業者が、運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき
- ウ 要介護者的人格を尊重し、忠実に職務を遂行する義務に違反したと認められるとき
- エ 要介護認定等の調査の委託を受けた場合、調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- オ 居宅介護サービス計画費・居宅支援サービス計画費の請求に不正があったとき
- カ 市町村長から求められた報告、帳簿書類の提出等に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- キ 市町村長から求められた出頭に応じない、質問に答弁しない、虚偽の答弁をする、帳簿書類の検査を拒む・妨げる等のとき
- ク 不正の手段により指定を受けたとき
- ケ この法律やその他保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- コ 居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
- サ 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

5 主な関係法令等

- 事業運営関係
 - ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
 - ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）
※ 基準については、上記通知を基本として、市町村において独自基準を定めていますので、ご注意ください。
- 介護給付費関係
 - ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
関連：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労省告示第95号）
 - ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）」

6 介護報酬関連

(1) 居宅介護支援費に関する基本事項

○ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等

死亡、入所の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等基準第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を、市町村(国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

○ 月の途中で、事業者の変更がある場合

変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする。(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く)

○ 月の途中で、要介護度に変更があった場合

要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

○ 月の途中で、他市町村に転出する場合

それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と、転入日以降の給付管理票を別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

○ サービス利用票を作成した月において、利用実績のない場合

給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費が請求できない。

※ 病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

○ 利用者が月を通じて、居住系サービス等を利用する場合

利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く)、又は看護小規模多機能型居宅介護(短期利用

居宅介護費を算定する場合を除く) を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は算定しない。

(2) 居宅介護支援費の取扱い（1月につき）

	取扱件数(予防を含む)	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 I i	45件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
居宅介護支援費 I ii	45件以上～60件未満	544 単位/月	704 単位/月
居宅介護支援費 I iii	60件以上	326 単位/月	422 単位/月
居宅介護支援費 II i	50件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
居宅介護支援費 II ii	50件以上～60件未満	527 単位/月	683 単位/月
居宅介護支援費 II iii	60件以上	316 単位/月	410 単位/月

指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に応じて、居宅介護支援費 I i、I ii 又は I iii を算定する。

※ ケアプランデータ連携システムについては、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。

※ 事務員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤のものでなくとも差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。

① 取扱い件数の取扱い及び居宅介護支援費の割り当てについて

※1 ケアマネジャー1人当たりの標準担当件数は35件と定めつつ、件数が45件以上となる場合に超過部分にのみ通減制が適用される。 通減制の適用は45件以上だが、介護支援専門員1人当たりの標準担当件数が44件になった訳ではなく、標準担当件数はあくまでも35件となっている。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントの件数は含まない。【平成27年度介護報酬に改定に関するQ&A（平成27年4月1日）】

※2 例えば、1人あたりの担当件数が60件を超えた場合に、60件全て居宅介護支援費 I iii で算定するのではなく、45件未満の部分については居宅介護支援費 I i、

45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰii、60件以上の部分は居宅介護支援費Ⅰiiiを算定することになる。

～ポイント～

- 1 介護支援専門員(常勤換算) 1人当たり45件を超えた場合、超過部分のみ遞減制が適用される。
※ 常勤職員より勤務時間が短い非常勤の介護支援専門員については、常勤換算法により、計算を行う必要がある。
- 2 介護予防受託件数の8件の要件は撤廃されたが、介護予防を加えて算定する遞減制は維持される。
- 3 基本単位Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを区分する取扱件数の算定方法は
A = (①+②) ÷③ によって得た数により該当する区分を適用する。
①：当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(経過的要介護者を含む)の総数
②：指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に3分の1を乗じた数
③：当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数
 - ・ $A < 45$ の場合 → 全利用者で(I i)を算定
 - ・ $45 \leq A < 60$ の場合 → 利用者により(I i)・(I ii)を割り当てる
 - ・ $60 \leq A$ の場合 → 利用者により(I i)・(I ii)・(I iii)を割り当てる

※ 詳細の割り当て具体例については「平成21.3.23付介護保険最新情報Vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1) 58、59取扱件数による基本単位区分」を参照。

② 運営基準減算について

下記“厚生労働大臣が定める基準”に該当する場合は、運営基準減算として所定単位数の100分の50を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。これは、適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長は、規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するように指導し、従わない場合には、指定取消しを検討するものとする。

【厚生労働大臣が定める基準】平成27年度厚生労働省告示第95号第82号

指定基準第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号（これらの規定を同条第16号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

○指定基準第4条第2項

- ・ 利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六

月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

○指定基準第13条

- ・第7号…課題分析における留意点（利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなくてはならない）
- ・第9号…サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ・第10号…居宅サービス計画の説明及び同意
- ・第11号…居宅サービス計画の交付（利用者及び担当者への交付）
- ・第14号…モニタリングの実施
- ・第15号…居宅サービス計画の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ・第16号…介護支援専門員は、居宅介護支援計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要。

※より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される

(平成12年老企第36号) 第三の6(1)～(4)

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

○居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、

- ①介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

○次に掲げる場合において、介護支援専門員がサービス担当者会議等の開催を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ①居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

<p>○居宅サービス計画作成後、次に掲げるいずれかの方法により、モニタリング（居宅サービス計画実施状況把握）を実施していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。</p> <p>① 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。</p> <p>② いずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。</p> <p>a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるこ</p> <p>と。</p> <p>(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <p>③介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合</p>
<p>○居宅サービス計画作成後、モニタリングに当たって、介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合</p>

＜運営指導における不適正事例＞

- ・利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。
- ・利用者は介護支援専門員に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。
- ・必要なサービス担当者会議の開催がなされていない。
- ・居宅サービス計画に利用者の同意を得ていない。
- ・モニタリングの結果を記録していない。

③ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事

実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

④ 業務継続計画未策定減算について（令和7年3月31日までは努力義務）

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

⑤ 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対する取扱い

事業所の所在する建物と同一の敷地内若おける1月当たりの利用者が「同一敷地内建物等」に居住する利用者又は事業所と同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(2) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

① 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

③ 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。

具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

③ 特定事業所集中減算の取扱い

特定事業所集中減算については、以下のとおり。

(1) 判定期間と減算適用期間

2024年度の判定期間

(前期：2024年3月1日～8月末日、後期：2024年9月1日～2025年2月末日)

2025年度の減算適用期間

(前期：2025年10月1日～2025年3月31日、後期：2025年4月1日～9月30日)

(2) 判定方法

居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）は、毎年度2回、減算適用期間前6ヶ月間の判定期間に内に作成したケアプランにおいて、訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与、の各サービス（以下「訪問介護サービス等」という。）について、正当な理由なく特定の事業者の割合がいずれか80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から1人につき月200単位を減算するというものである。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が80%を超えた場合については、前期は2024年9月15日、後期は2025年3月15日までに、以下の(1)～(5)を記載した書類（様式1、2）を市町村長に必ず提出する必要がある。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

正当な理由に該当する場合においても、80%を超えた場合には、正当な理由の有無に関わらず必ず提出する必要がある。

なお、80%を超えていた場合についても、各事業所において、当該書類を5年間保存する必要がある。

- | |
|--|
| (1) 判定期間における居宅サービス計画の総数 |
| (2) 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 |
| (3) 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 |

- (4) 算定方法で計算した割合
- (5) 算定方法で計算した割合が 80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

<運営指導における不適正事例>

- ・ ケアプラン数で計算せず、居宅介護支援費や単位数を用いて計算している。
- ・ 同一法人の複数事業所を位置付けた場合の計算方法が誤っている。
- ・ 法人の割合を計算する書類を作成・保管しているが、正当な理由に該当するため、提出が不要であると認識し、市町村長への提出をしていない。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた紹介率最高法人の割合を計算していない。

(4) 正当な理由の範囲

【国が示す“正当な理由の範囲”の例】

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスで見た場合に 5 事業所未満である場合など事業所が少数である場合
 - (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。
 - (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど、事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少數である場合
 - (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者に集中していると認められる場合
 - (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他、正当な理由と市町村長が認めた場合

※ 市町村（保険者）独自の「正当な理由」の方針については、市町村の方針に従うこと。

(3) 加算について

① 初回加算 300単位／月

※1 初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

※2 「運営基準減算」に該当する場合は当該加算は算定しない。

※3 「退院・退所加算」を算定する場合は、当該加算は算定しない。

※ 過去に担当していた利用者を再び担当することになった場合、2月（月の初日から月の末日まで）以上経過していれば（給付管理をしていなければ）算定可能。

その際、新規と同様の一連のケアマネジメントを適切に実施していることが条件。

※ 介護予防も同様 初回加算 300単位／月

介護予防の初回加算は「介護予防支援事業所」が初回か否かで判断する。

委託を受けた居宅介護支援事業所が初回であっても算定できないことがある。

② 特定事業所加算

特定事業所加算(I) 519単位/月

特定事業所加算(II) 421単位/月

特定事業所加算(III) 323単位/月

特定事業所加算(A) 114単位/月

※1 届出について

○事業所の体制に対する加算であるため、算定するには「届出」が必要。

- ・加算を算定しようとする月の、前月15日までに提出が必要。
- ・16日以降に届出をした場合は、翌々月からの算定となる。

○加算の算定要件を満たさなくなった月から算定できない。

- ・速やかに加算の「取り下げの届出」が必要。

○(I)、(II)、(III)間の体制変更の際も、速やかに変更届の提出が必要。

- ・「(I)→(II)又は(I)→(III)」、「(II)→(III)」のように点数が低い加算に変更となる場合の届出の提出期限については、各指定権者へご確認ください。
- ・「(III)→(I)又は(III)→(II)」、「(II)→(I)」のように点数が高い加算に変更となる場合には、15日までに届ければ、翌月から算定できる。

※2 算定要件について

<特定事業所加算(I)>

次のいずれにも適合すること。

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置すること。(管理者との兼務可)

※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置すること。

管理者との兼務不可(詳細は46ページ参照)

- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催すること。

- (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。

- (5) 算定期月の要介護3～5の割合が40%以上であること。

※ 地域包括支援センターから紹介された支援困難事例は除くことができる。

- (6) 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。

- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。

- (8) 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

- (9) 特定事業所集中減算を受けていないこと。

- (10) 利用者数(予防を含む)が、介護支援専門員1人当たり45名未満であること。

ただし、居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満であること。

- (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

- (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。

- (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該

地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

＜特定事業所加算(Ⅱ)＞

次のいずれにも適合すること。

(1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(2)～(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。

(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)

※ ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。

＜特定事業所加算(Ⅲ)＞

次のいずれにも適合すること。

(1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(3)、(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。

(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)

※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

(3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置すること。

管理者との兼務不可(詳細は46ページ参照)

＜特定事業所加算(A)＞

次のいずれにも適合すること。

(1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(3)、(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。ただし、(4)、(6)、(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。

(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)

※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

(3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上配置していること。

※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包

括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

管理者との兼務不可(詳細は46ページ参照)

- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所((1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 介護支援専門員ごとの個別具体的な研修計画を作成・実施していない。
- ・ 定期的に行う会議について、内容が不十分である。
- ・ 基準の遵守状況に関する記録がない。

特定事業所加算の取扱いについて

○趣旨

特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

○基本的取扱方針

特定事業所加算(I)、(II)、(III)又は(A)の対象となる事業所については、
・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。
・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

※ 本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、本制度の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

○厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所当該指定居宅介護

支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限る。⑯から⑰において同じ。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員2名を置く必要があること。従って、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

(3) 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- ②過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ④保健医療及び福祉に関する諸制度
- ⑤ケアマネジメントに関する技術
- ⑥利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ⑦その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

エ 全ての会議に①～⑦の議事を含めることが難しい場合は、月単位で

①～⑦の議事を含めた会議を行うこと。」

(4) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

(5) 要介護状態区分が3～5の占める割合が40%以上であることについて
は、毎月その割合を記録しておくこと。

(6) 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。

※ 当該事業所における介護支援専門員の資質向上ための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなくてはならない。なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

(7) 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

(8) 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するものほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

(9) 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に居宅介護支援費に係る運営基準減算又は、特定事業所集中減算の適用を受けていないことのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた中立公正を確保し、実質的にサービス提供者からの独立性を確保した事業所であること。

(10) 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員が1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障が出ることがないよう配慮しなければならないこと。

(11) 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。

(12) 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上

を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。

(13) 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等サービスをいう。）以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

(14) 特定事業所加算（II）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で置く必要があること。

(15) 特定事業所加算（III）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

(16) 特定事業所加算（A）について

常勤専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、

同一敷地内にある他の事業所（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(17) その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事務所である旨を表示するなど、利用者に対し、特定事業所加算取得事務所である旨及びその内容が理解できるよう説明すること。

○手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合には、提出しなければならない。

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務に係る取扱いについて

特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に確認を行った結果、以下のとおり取扱いを変更する。

(1) 厚生労働省に対する確認事項

- (ア) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者と兼務する介護支援専門員は含まれない。
- (イ) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれる。

(2) 変更内容

【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれる。

↓

【変更後】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない。

上記により、加算の算定が不可となるケースについて例示する。

① 特定事業所加算(I)の算定が認められないケース

<特定事業所加算(I)の算定要件として求められる人員配置>

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。

<特定事業所加算(I)の算定が認められない人員配置>

- 常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員
- 常勤職員② 介護支援専門員
- 常勤職員③ 介護支援専門員
- 常勤職員④ 主任介護支援専門員
- 常勤職員⑤ 主任介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、常勤かつ専従の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算(I)の算定は認められない。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算(II)、(III)の算定は可能。

<特定事業所加算(I)の算定が可能になるケース>

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(I)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

② 特定事業所加算(II)の算定が認められないケース

<特定事業所加算(II)の算定要件として求められる人員配置>

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算(II)の算定が認められない人員配置>

常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員

常勤職員② 介護支援専門員

常勤職員③ 介護支援専門員

常勤職員④ 主任介護支援専門員

非常勤職員① 介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算(II)の算定は認められない。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算(III)の算定は可能。

<特定事業所加算(II)の算定が可能になるケース>

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(II)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

③ 特定事業所加算(Ⅲ)の算定が認められないケース

<特定事業所加算(Ⅲ)の算定要件として求められる人員配置>

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

<特定事業所加算(Ⅲ)の算定が認められない人員配置>

常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員

常勤職員② 介護支援専門員

常勤職員③ 主任介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、常勤かつ専従の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算(Ⅲ)の算定は認められない。

<特定事業所加算(Ⅲ)の算定が可能になるケース>

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(Ⅲ)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

(4) 変更時期

- ・新たに特定事業所加算を算定する場合には、人員配置要件を満たさない場合は認めない。

(5) 留意事項

- ・特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所の場合のみ変更あり。
- ・特定事業所加算を算定しない居宅介護支援事業所の場合は変更なし。
- ・人員や運営に関する基準省令においては、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者と介護支援専門員の兼務はできる。ただし、特定事業所加算の算定については、管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、常勤かつ専従の介護支援専門員の1名としてカウントできない。

特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の実習受入について

居宅介護支援事業所における特定事業所加算を取得している事業所は、介護支援専門員に対する法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備することが算定要件となっており、介護支援専門員実務研修の実習生の受入を依頼している。

令和6年度の実習（期間は3日間）は、令和7年1月～5月を予定しており、事前に、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として登録されている居宅介護支援事業所を対象として、実習受入れに関する説明会を開催している。

◎ 特定事業所加算の要件（該当部分の抜粋）

介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

※ 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できること。

【参考】令和6年度の合格発表日は11月25日。（予定）

○ 介護支援専門員実務研修の実習受入協力事業所の登録に関するページ

福岡県トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>介護支援専門員実務研修実習（事業所向け）

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigoshien-jitsumukensyuu.html>

③ 特定事業所医療介護連携加算 125単位／月

次のいずれにも適合すること。

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（I）イ、（I）ロ、（II）イ、（II）ロ又は（III）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第85号の二イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が35回以上あること。
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間は、従前のとおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。
- (3) 特定事業所加算（I）、（II）又は（III）を算定していること。

※ 基本的取扱方針

- 当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。

※ 具体的運用方針

- 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。

- ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が5回以上の場合に要件をみたすこととなる。

- 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について

特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。

④ 特別地域居宅介護支援加算

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位に加算する。

⑤ 入院時情報連携加算

(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 250単位／月

利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供了した場合に所定単位数を算定する。なお、入院の日以前に情報提供了の場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供了した場合も、算定可能である。

(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位／月

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供了した場合に所定単位数を算定する。なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供了した場合も、算定可能である。

- ※1 利用者が医療機関に入院するに当たって、医療機関の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)いずれかの加算しか算定できない。

〈必要な情報の例示〉

- ・入院日
- ・心身の状況
(例:疾患・病歴、認知症の有無、徘徊等の行動の有無など)
- ・生活環境及びサービスの利用状況
(例:家族構成、生活歴、介護者の介護方法、家族介護者の状況など)

- ※2 情報提供を行った日時、場所(医療機関に出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について、居宅サービス計画等に記録すること。

- ※3 情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

- ※4 入院期間や入院目的は問わない。

〈運営指導における不適正事例〉

- ・居宅サービス計画書等に、医療機関に情報提供をした日時の記載がなされていない。

⑥ 退院・退所加算

(1) 退院・退所加算(I) イ 450単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

(2) 退院・退所加算(I) 口 600単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

(3) 退院・退所加算(II) イ 600単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外により2回以上受けていること。

(4) 退院・退所加算(II) 口 750単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

(5) 退院・退所加算(III) 900単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

- ※1 入院又は入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者の退院・退所に当たって、医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。

ただし上記(1)～(5)のいずれかの加算を算定する場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

また、初回加算を算定する場合は、算定しない。

- ※2 入院又は入所期間中1回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。）のみ算定することができる。

面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この※2において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に当たっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ※3 カンファレンスは以下のとおり

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士などが参加するもの。

カンファレンスの要件について

- (1) 入院中の医療機関の主治医が開催したカンファレンスであるか。
(2) 以下から3者以上の出席があるか。

- 退院後の在宅医療を担うかかりつけ医又は医療機関の看護師等
- 保健医療機関（歯科）の歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士
- 保険薬局の保険薬剤師
- 訪問看護ステーションの看護師等（准看護師は除く）
- 居宅介護支援事業者の介護支援専門員

- (3) 開催した医療機関が、利用者又は家族等に文書による情報提供を行い、その写しを介護支援専門員が受領しているか。

《参考》

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)

平成 30 年 厚生労働省告示第 43 号

B 0 0 5 退院時共同指導料 2 400 点

注 1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中 1 回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と 1 回以上、共同して行う場合は、当該入院中 2 回に限り算定できる。

2 注 1 の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300 点を所定点数に加算する。ただし、注 3 に規定する加算を算定する場合は、算定できない。

3 注 1 の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいざれか 3 者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000 点を所定点数に加算する。

□ 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。以下この□において「基準」という。）第 134 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護

支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ハ 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号。以下このハにおいて「基準」という。）第7条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ニ 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号。以下このニにおいて「基準」という。）第8条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ホ 介護医療院

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号。以下このホにおいて「基準」という。）第12条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第4条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

また、同一日に必要な情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。

なお、原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することができる。

また、カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンス等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

<運営指導における不適正事例>

- ・ カンファレンスの要件を満たしていない。
(※3に定められた3者以上が参加していないものについて、カンファレンスにより情報提供を受けたものとして加算を算定している)

退院・退所加算に係る様式例

退院・退所情報記録書						
1. 基本情報・現在の状態 等						
属性 入院 (所) 概要	フリガナ	性別	年齢	記入日: 年 月 日 退院(所)時の要介護度 (□ 要区分変更)		
	氏名	様	男・女	歳	<input type="checkbox"/> 要支援()・要介護() <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> なし	
	入院原因疾患 (入所目的等)	・入院(所)日: H 年 月 日 ・退院(所)予定日: H 年 月 日				
	今後の医学管理	施設名	棟 室			
① 疾患と入院 (所) 中の状況	医療機関名:			方法	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 訪問診療	
	現在治療中の疾患	① ② ③	疾患の状況	*番号記入	安定() 不安定()	
	移動手段	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> その他()				
	排泄方法	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> ポータブル <input type="checkbox"/> おむつ カテーテル・パウチ()				
	入浴方法	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> シャワー浴 <input type="checkbox"/> 一般浴 <input type="checkbox"/> 機械浴 <input type="checkbox"/> 行わず				
	食事形態	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> その他()				UDF等の食形態区分
	嚥下機能 (むせ)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(時々・常に)	義歯	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部分・総)		
	口腔清潔	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 著しく不良		入院(所)中の使用: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
	口腔ケア	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助				
	睡眠	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良()				<input type="checkbox"/> 眠剤使用 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
認知・精神	<input type="checkbox"/> 認知機能低下 <input type="checkbox"/> せん妄 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 焦燥・不穏 <input type="checkbox"/> 攻撃性 <input type="checkbox"/> その他()					
② 受け止め/ 意向	<本人>病気、障害、 後遺症等の受け止め方	本人への病名告知: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	<本人>退院後の生活 に関する意向					
	<家族>病気、障害、後 遺症等の受け止め方					
	<家族>退院後の生活 に関する意向					
2. 課題認識のための情報						
③ 退院 後に必 要な事 柄	医療処置の内容	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 経腸栄養 <input type="checkbox"/> 褥瘡 <input type="checkbox"/> 尿道カテーテル <input type="checkbox"/> 尿路ストーマ <input type="checkbox"/> 消化管ストーマ <input type="checkbox"/> 痛みコントロール <input type="checkbox"/> 排便コントロール <input type="checkbox"/> 自己注射() <input type="checkbox"/> その他()				
	看護の視点	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 血圧 <input type="checkbox"/> 水分制限 <input type="checkbox"/> 食事制限 <input type="checkbox"/> 食形態 <input type="checkbox"/> 嚥下 <input type="checkbox"/> 口腔ケア <input type="checkbox"/> 清潔ケア <input type="checkbox"/> 血糖コントロール <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 皮膚状態 <input type="checkbox"/> 睡眠 <input type="checkbox"/> 認知機能・精神面 <input type="checkbox"/> 服薬指導 <input type="checkbox"/> 療養上の指導(食事・水分・睡眠・清潔ケア・排泄などにおける指導) <input type="checkbox"/> ターミナル <input type="checkbox"/> その他()				
	リハビリの視点	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 本人指導 <input type="checkbox"/> 家族指導 <input type="checkbox"/> 関節可動域練習(ストレッチ含む) <input type="checkbox"/> 筋力増強練習 <input type="checkbox"/> バランス練習 <input type="checkbox"/> 麻痺・筋緊張改善練習 <input type="checkbox"/> 起居/立位等基本動作練習 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下訓練 <input type="checkbox"/> 言語訓練 <input type="checkbox"/> ADL練習(歩行/入浴/トイレ動作/移乗等) <input type="checkbox"/> IADL練習(買い物・調理等) <input type="checkbox"/> 疼痛管理(痛みコントロール) <input type="checkbox"/> 更生装具・福祉用具等管理 <input type="checkbox"/> 運動耐容能練習 <input type="checkbox"/> 地域活動支援 <input type="checkbox"/> 社会参加支援 <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> その他()				
	禁忌事項	(禁忌の有無)		(禁忌の内容/留意点)		
		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				
症状・病状の 予後・予測						
退院に際しての日常生活の阻 害要因(心身状況・環境 等)	例) 医療機関からの見立て・意見(今後の見通し、急変の可能性や今後、どんなことが起こりうるか(合併症)、良くなっていく又はゆっくり落ちていく方向なのか等)について、①疾患と入院中の状況、②本人・家族の受け止めや意向、③退院後に必要な事柄、④その他の観点から必要と思われる事項について記載する。					
在宅復帰のために整えなければならぬ要件						
回目	聞き取り日	情報提供を受けた職種(氏名)				会議出席
1	年 月 日					<input type="checkbox"/> 無・有
2	年 月 日					<input type="checkbox"/> 無・有
3	年 月 日					<input type="checkbox"/> 無・有
※ 課題分析にあたっては、必要に応じて課題整理総括表の活用も考えられる。						

記入日： 年 月 日

入院日： 年 月 日

情報提供日： 年 月 日

医療機関名：

ご担当者名：

事業所名：

ケアマネジャー氏名 :

TEL :

FAX :

利用者(患者)／家族の同意に基づき、_____年_____月_____日時点の在宅生活における利用者情報(身体・生活機能など)を送付します。是非ご活用下さい。

1. 利用者(患者)基本情報について

氏名	(フリガナ)	生年月日	西暦	年	月	日
入院時の要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () 有効期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 申請中(申請日 /) <input type="checkbox"/> 区分変更(申請日 /) <input type="checkbox"/> 未申請					
障害高齢者の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> J1 <input type="checkbox"/> J2 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 <input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> C2	認知症高齢者の日常生活自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M			
介護保険の自己負担割合	<input type="checkbox"/> ____ 割 <input type="checkbox"/> 不明	障害手帳の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (身体・精神・知的)			
年金などの種類	<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> その他 ()					

2. 家族構成／連絡先について

世帯構成	<input type="checkbox"/> 独居	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯	<input type="checkbox"/> 子と同居	<input type="checkbox"/> 日中独居	<input type="checkbox"/> その他()
主介護者氏名		(続柄 ・ 才)	(同居・ 別居)	電話番号	
意思決定支援者(代諾者)		(続柄 ・ 才)	(同居・ 別居)	電話番号	

3. 意思疎通について

視力	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> やや難あり	<input type="checkbox"/> 困難	意思疎通	<input type="checkbox"/> 会話に支障がない
聴力	<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> やや難あり	<input type="checkbox"/> 困難		<input type="checkbox"/> 複雑な会話はできないが、普通に会話はできる
眼鏡	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる
補聴器	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> 会話が成立しないが、発語はある <input type="checkbox"/> 発語がなく、無言である

4. 口腔・栄養について

摂食方法	<input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養	食物アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
摂食嚥下機能障害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	水分(とろみ)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 薄い · <input type="checkbox"/> 中間 · <input type="checkbox"/> 濃い)
食形態(主食)	<input type="checkbox"/> 米飯 <input type="checkbox"/> 軟飯 <input type="checkbox"/> 全粥 <input type="checkbox"/> その他()	食形態(副食)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軟菜 <input type="checkbox"/> その他()
義歯使用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 部分 · <input type="checkbox"/> 総)	左右両方の奥歯でしっかりかみしめられる	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
歯の汚れ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	歯肉の腫れ、出血	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()
特記事項			

5. お薬について ※必要に応じて、「お薬手帳（コピー）」を添付

内服薬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	居宅療養管理指導	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (職種:)
薬剤管理	<input type="checkbox"/> 自己管理 <input type="checkbox"/> 他者による管理 (管理者:)	管理方法:)
服薬介助	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (介助内容:))	<input type="checkbox"/> 全介助
服薬状況	<input type="checkbox"/> 処方通り服用 <input type="checkbox"/> 時々飲み忘れ <input type="checkbox"/> 飲み忘れが多い、処方が守られていない <input type="checkbox"/> 服薬拒否		
薬剤アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()	特記事項	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()

6. かかりつけ医について

かかりつけ医療機関 1		かかりつけ医療機関 2	
医師名		医師名	
かかりつけ医療機関 3		かかりつけ歯科医療機関	
医師名		歯科医師名	
かかりつけ薬局		訪問看護ステーション	

7. 人生の最終段階における医療・ケアに関する情報

※本人の意思は変わらうるものであり、本記載が最新の意向を反映しているとは限らないため、常に最新の意向の確認が必要であることについて十分に留意すること

意向の話し合い	<input type="checkbox"/> 本人・家族等との話し合いを実施している（最終実施日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 話し合いを実施していない（ <input type="checkbox"/> 本人からの話し合いの希望がない <input type="checkbox"/> それ以外 ）
---------	---

※本人・家族等との話し合いを実施している場合のみ記載

本人・家族の意向	<input type="checkbox"/> 下記をご参照ください <input type="checkbox"/> 別紙参照（書類名：）			
話し合いへの参加者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 医療・ケアチーム	<input type="checkbox"/> 家族（氏名： <input type="checkbox"/> その他（	続柄： ）	（氏名： ）
医療・ケアに関して本人または 本人・家族等と医療・ケアチーム で話し合った内容※				
その他	上記の他、人生の最終段階に おける医療・ケアに関する意思決定			

8. 入院前の身体・生活機能の状況／療養生活上の課題について

麻痺の状況	<input type="checkbox"/> 右上肢	<input type="checkbox"/> 左上肢	<input type="checkbox"/> 右下肢	<input type="checkbox"/> 左下肢	褥瘡等の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (部位・深度・大きさ等)				
褥瘡等への対応	<input type="checkbox"/> エアーマット <input type="checkbox"/> クッション <input type="checkbox"/> 体位変換 (時間毎)				<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> なし				
移乗	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 全介助	移動	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 全介助	
移動 (屋外)	<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 歩行器	<input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> その他	移動 (屋内)	<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 歩行器	<input type="checkbox"/> 車椅子	<input type="checkbox"/> その他	
食事	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 全介助	排泄	<input type="checkbox"/> 自立	<input type="checkbox"/> 見守り	<input type="checkbox"/> 一部介助	<input type="checkbox"/> 全介助	
入院前のADL/IADL	同封の書類をご確認ください。 <input type="checkbox"/> アセスメントシート (フェイスシート) <input type="checkbox"/> その他 ()									
ADL・IADLに関する直近2週間以内の変化	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり									
認知機能の状況	みまもりの必要性：日常生活で安全に過ごすためにどの程度ほかの人によるみまもりが必要か <input type="checkbox"/> 見守ってもらうことなく過ごすことができる <input type="checkbox"/> 1日1回様子を確認してもらえば一人で過ごすことができる <input type="checkbox"/> 半日程度であれば見守ってもらうことなく一人で過ごすことができる <input type="checkbox"/> 30分程度ならみまもってもらうことなく一人で過ごすことができる <input type="checkbox"/> 常にみまもりが必要である									
	見当識：現在の日付や場所等についてどの程度認識できるか <input type="checkbox"/> 年月日はわかる <input type="checkbox"/> 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる <input type="checkbox"/> 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる <input type="checkbox"/> その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる <input type="checkbox"/> 自分の名前がわからない									
	近時記憶：身近なものを置いた場所を覚えているか <input type="checkbox"/> 常に覚えている <input type="checkbox"/> たまに（週1回程度）忘れることがあるが、考えることで思い出せる <input type="checkbox"/> 思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある <input type="checkbox"/> きっかけがあっても、自分で置いた場所をほとんど思い出せない <input type="checkbox"/> 忘れたこと自体を認識していない									
	遂行能力：テレビ、エアコン、電動ベッド等の電化製品を操作できるか <input type="checkbox"/> 自由に操作できる <input type="checkbox"/> チャンネルの順送りなど普段している操作はできる <input type="checkbox"/> 操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえば使える <input type="checkbox"/> リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全くわからない <input type="checkbox"/> リモコンが何をするものかわからない									
	過去半年間における入院	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> あり (頻度： <input type="checkbox"/> 0回 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回以上) (直近の入院理由 : 期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日)								

9. 入院前の生活における介護/医療の状況、本人の関心等

介護/医療の状況・本人の関心等	介護・医療サービスの利用状況、生活歴や趣味・嗜好等 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画(1)～(3) <input type="checkbox"/> アセスメントシート (フェイスシート) <input type="checkbox"/> その他 () ペット飼育の有無： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 特記事項：			
-----------------	---	--	--	--

10. 今後の在宅生活の展望について（ケアマネジャーとしての意見）

住環境 ※可能ならば「写真」などを添付	住居の種類（戸建て・集合住宅）_____階建て。 居室_____階。 エレベーター（ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし） 特記事項：			
在宅生活に必要な要件				
世帯に対する配慮	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ()			
退院後の支援者	<input type="checkbox"/> 家族の支援が見込める（ <input type="checkbox"/> 十分・ <input type="checkbox"/> 一部）		<input type="checkbox"/> 家族以外の支援が見込める（ <input type="checkbox"/> 十分・ <input type="checkbox"/> 一部）	
	<input type="checkbox"/> 支援は見込めない		<input type="checkbox"/> 家族や家族以外の支援者はいない	
退院後の主介護者	<input type="checkbox"/> 本シート2に同じ		<input type="checkbox"/> 左記以外（氏名： 続柄： 年齢：)	
家族や同居者等による虐待の疑い	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ()			
特記事項				

11. カンファレンス等について（ケアマネジャーからの希望）

「退院前カンファレンス」への参加	<input type="checkbox"/> 希望あり 具体的な要望 ()			
「退院前訪問指導」を実施する場合の同行	<input type="checkbox"/> 希望あり 具体的な要望 ()			

⑦ 通院時情報連携加算 50単位

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行うこと。

⑧ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

医療機関の求めにより、当該医療機関の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき、1月に2回を限度として算定できる。

- ※ カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。
- ※ カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応すること。

⑨ ターミナルケアマネジメント加算 400単位／月

在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ※ 1 ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ※ 2 ターミナルケアマネジメント加算は、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できる。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとする。
- ※ 3 ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者が同意した時点以降は、

次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。

- ① 終末期の利用者的心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
 - ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録
 - ③ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法
- ※4 ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。
- ※5 ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要がある。また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考しつつ、本人意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有に努めること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ ターミナルケアマネジメント加算の算定にあたり、利用者の同意を得ていることが確認できない。
- ・ 死亡日の死亡診断時刻以降に訪問したものを、2回のうち1回の訪問として計上している。
- ・ 病院や訪問看護事業所に併設された居宅介護支援事業所が、病院（主治の医師）や訪問看護事業所は既に利用者の状況を把握していることとして、当該利用者の心身の状況等の記録を提供していなかった。

（4）指定介護予防支援の介護報酬について

① 介護予防支援費（地域包括支援センターが行う場合） 442単位／月

介護予防支援費（居宅介護支援事業所が行う場合） 472単位／月

※1 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は算定しない。

※2 居宅介護支援事業所への委託制限（1人8件）は廃止。（平成24年度～）

②高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

③業務継続計画未策定減算について（令和7年3月31日までは努力義務）

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

④ 初回加算 300単位／月

介護予防の初回加算は「介護予防支援事業所」が初回か否かで判断する。委託を受けた居宅介護支援事業所が初回であっても算定できないことがある。

⑤ 委託連携加算 300単位

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課
(令和6年4月1日現在)

加算の概要

加算種別 ※1	加算割合	サービス種別 ※2	県等への事前届出①	事業所の所在地の要件	事業所の規模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に所在する事業所の加算	15 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護		要 「特別地域」に所在していること	無	無
2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10 %	同上		要 「中山間地域等」に所在していること	「小規模事業所…②」であること	無
3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護		不要 無	無	サービスを行う利用者が、「通常の事業の実施地域（運営規程）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない

※1 「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

○地域区分が「その他（全サービス 1単位=10円）」でない15市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。

☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる（上限あり）。

※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

① 届出先	届出期限…算定開始月の前月15日まで
(1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……事業所所在地の市	
(2) 居宅介護支援、定期巡回・随时対応型訪問介護看護……事業所所在地の保健医療介護部	
(3) 事業所の所在地が、(1)の3市以外の地域【医療みなし（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導）…福岡県介護保険課 指定係】	【医療みなし及び(2)のサービス】以外…管轄の保健福祉（環境）事務所 社会福祉課
② 小規模事業所の定義（「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定）	
○ 前年度の4～2月（11か月）の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。	
(前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績)	
・訪問介護 …延訪問回数が200回以下／月	・訪問看護 …延訪問回数が100回以下／月
・訪問入浴介護 …延訪問回数が20回以下／月	・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下／月
・介護予防訪問入浴介護 …延訪問回数が5回以下／月	・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下／月
・居宅療養管理指導 …延訪問回数が50回／月	・介護予防福祉用具貸与 …実利用者が5人以下／月
・介護予防居宅療養管理指導 …延訪問回数が5回／月	・訪問リハビリテーション …延訪問回数50回／月
・居宅介護支援 …実利用者が20人以下／月	・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数が10回以下／月
	・定期巡回・随时対応型訪問介護看護 …実利用者が5人以下／月

R 5年度（4～2月の11か月）の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R 6年度（4～3月サービス）の10%加算を算定することはできません。

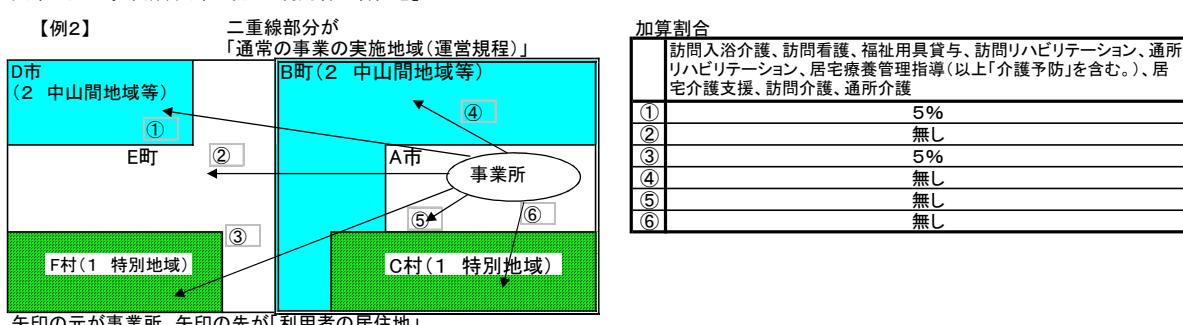
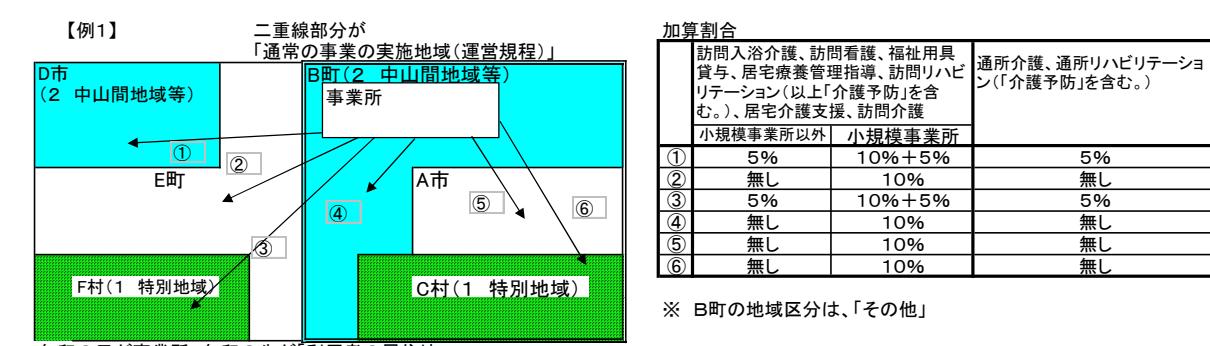


表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月～2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和6年4月1日現在

事業所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1 北九州市	馬島、藍島	
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村	
4 久留米市		旧水縄村
6 飯塚市	①	旧筑穂町、旧穎田町
7 田川市		全域
8 柳川市		旧大和町、旧柳川市
9 八女市	旧上陽町◎（旧横山村☆に限る。）、 旧黒木町◎（旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。）、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域 (1に該当する地域を除く)
10 筑後市		旧羽犬塚町
13 豊前市	③	求菩提、篠瀬、旧合河村（轟含む）
16 筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・袖須原・香園
19 宗像市	地島、大島	旧玄海町
23 うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25 嘉麻市	④	全域（1に該当する地域を除く）
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市		全域
28 糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町（姫島を除く）
29 那珂川市	旧南畠村	
31 篠栗町		萩尾
34 新宮町	相島	
37 芦屋町		全域
41 小竹町		全域
42 鞍手町		全域
44 筑前町		三箇山
45 東峰村	旧小石原村	全域（1に該当する地域を除く）
48 広川町		旧上広川村
49 香春町		全域
50 添田町	旧津野村、⑤	全域（1に該当する地域を除く）
51 糸田町		全域
52 川崎町		全域
53 大任町		全域
54 赤村		全域
55 福智町		全域
57 みやこ町	旧伊良原村	全域（1に該当する地域を除く）
59 上毛町	旧友枝村	全域（1に該当する地域を除く）
60 築上町	旧上城井村、⑥	全域（1に該当する地域を除く）

	市町村名	地域名
①	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字窪ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畠川及び字広畠の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
②	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字櫻ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿駄、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字〔おう〕ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糰田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釣ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字芋扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字〔お〕扱谷及び字楮原の地域に限る。)及び黒木町北木屋(字前田、字御明園、字樺谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
③	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
④	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畠及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
⑤	添田町	大字樹田(字粂ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
⑥	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。
中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和6年4月1日現在

利用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域（5%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村
4 久留米市	旧水繩村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧穎田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畠村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
終了	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規 模多機能型居宅介護)	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I ⇄ 要支援II)	変更日
	・区分変更(要介護 ⇄ 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) ・公費適用の有効期間開始	サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援I ⇄ 要支援II)	変更日
	・区分変更(要介護 ⇄ 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
	・公費適用の有効期間終了	終了日
	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
夜間対応型訪問介護	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 ・公費適用の有効期間終了	給付開始日の前日 終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ ⇄ 要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	- ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更有がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更有がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更有がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、<u>変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</u> ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。 	-

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

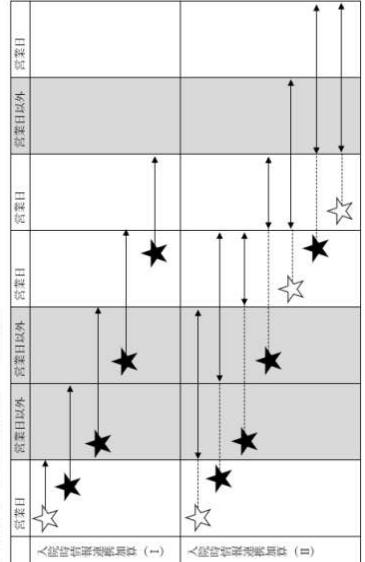
介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
1	特定福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数回支給 できるのか。	居宅介護随用工具購入費の支給が必要な場合に再支給又は複数回支給 において当該既に購入して特定福祉用具又は特定介護予防福利用具が貯積した場合、当該居宅介護報酬改定に関するQ&A 申請者の介護の必要な程度が著しく高くなつた場合には、「令和6年度介護報酬改定」について、市町村が当該「令和6年度介護報酬改定」(令和6年3月15日)の送付について 他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロープス トランクラップやスローブのような種目の利用が想定される場合も含まれる。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	98
2	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定介護予防福利用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福利用具の種目(以下、「厚生労働大臣が定める特定介護予防福利用具」)について、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロープス トランクラップやスローブのような種目の利用が想定される場合も含まれる。	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定介護予防福利用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福利用具の種目(以下、「厚生労働大臣が定める特定介護予防福利用具」)について、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロープス トランクラップやスローブのような種目の利用が想定される場合も含まれる。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	99
3	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	貸与と販売の選択制における令和6年4月1日(以下、「施行日」という)以前の利 用者について	施行日以後により選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者に対しては、施行日以前の利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを 実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	100
4	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	貸与と販売の選択制における令和6年4月1日(以下、「施行日」という)以前の利 用者について	利用者の選択に当たって必要な情報としては、医師やリハビリテーション専門職等から聽取した意見 ・サービス担当者会議等における協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利 用期間に関する見通し ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・長期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具を交換できる賞与が適していること ・短期が示している福祉用具の平均的な利用日数(※)等が参考される。 ※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用日数(出典:介護保険総合データベース)	利用者の選択に当たって必要な情報としては、医師やリハビリテーション専門職等から聽取した意見 ・サービス担当者会議等における協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利 用期間に関する見通し ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・長期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具を交換できる賞与が適していること ・短期が示している福祉用具の平均的な利用日数(※)等が参考される。 ※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用日数(出典:介護保険総合データベース)	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	101
5	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	担当する介護支援専門員がない利用者がから福祉用具販売事業所又は 特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相 談があつた場合、どのような対応が考えられるのか。	福祉用具貸与・販売の選択に係る情報 担当する介護支援専門員がない利用者がから福祉用具販売事業所又は 特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相 談があつた場合、どのような対応が考えられるのか。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	102
6	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	貸与と販売の選択に係る情 報提供の記録方法について	福祉用具貸与・販売の選択に係る情 報提供の記録方法について	福祉用具貸与・販売の選択に係る情 報提供の記録方法について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	103
7	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	選択制の対象福祉用具の 販売後の取り扱いについて	選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等にかかる費用については、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定さ れるものと考えている。	選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等にかかる費用については、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定さ れるものと考えられる。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	104
8	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	スローブは、どのような基準に基づいて「特定福祉用具貸与」、「特定福祉用具 販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	スローブは、どのような基準に基づいて「特定福祉用具貸与」、「特定福祉用具 販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	スローブは、どのような基準に基づいて「特定福祉用具貸与」、「特定福祉用具 販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	105
9	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・再支給等に ついて	テレビ電話装置等を活用し たモニタリングについて、訪問介護員が訪問し ていている間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問し ていている間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。	訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えばICT機器のOn/Off等の協力などを用いては、適切ではない場合もある。 あると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について	106

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
10	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	居宅サービス評議会又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画」といいます。)を作成後、初回のモニタリング等を実施する場合から、初回等を行うことは可能か。	要件を満たしていくことは可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回モニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	107
11	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。	テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは吸収できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	108
12	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	情報連携シートは様式例であるため、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。	情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限られることがないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合には、情報連携シートと同様に、情報連携事業者と居宅サービス事業者等との連携に必要な情報が得られるかを確認すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	109
13	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	利用者が特段の事情がある場合には1回に1回介護予防支援の場合は3月に1回のモニタリングを行なうが、利用者が専用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかつた場合は特段の事情に該当する。	該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	110
14	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。	利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄を入れることにより同意を得ることには差し支えないと。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	111
15	居宅介護支援・介護予防支援	福祉用具について	運送制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」といいます。)に位置付けた場合、主治医意見書や診療情報提供書に添付用具に関する記載がない場合とは、追加で医師に照会する必要があるか。	追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報を得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	112
16	居宅介護支援・介護予防支援	福祉用具について	福祉用具算定における必要性はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった場合、福祉用具算定においては、居宅サービス計画等といいます。)に位置付けた場合、主治医意見書や診療情報提供書に添付用具に関する記載がない場合とは、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなる。つまり、運送制の対象福祉用具の貸与を行なった場合、福祉用具専門相談員が少なくとも16月以内にモニタリングを行なった結果を居宅サービス計画等の指定期間等をもとに、居宅サービス計画等に記載するところとされることは、福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行なう必要があるのか。	必ずしも6月以内に行なう必要はないが、運送制の対象福祉用具の貸与を行なった後、遅くまで居宅サービス計画等の見直し又は維持理由の記載を行なうこと。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	113
17	居宅介護支援	取扱件数による基本単位区分	利用者数が介護支援専門員1人当たり45件以上の場合における居宅介護支援費(ⅰ)(ⅱ)又は居宅介護支援費(ⅰ)(ⅲ)の割り当てについて具体的に示されたい。	【例1】 取扱件数80人で常勤換算方法で、1.6人の介護支援専門員がいる場合 ①(45件)×1.6人=72(人) ②72(人)-1人=71(人)=112(人)であるところから、 1件目から112件目については、居宅介護支援費(ⅰ)(ⅱ)を算定する。 【例2】 取扱件数160人で常勤換算方法で2.5人介護支援専門員がいる場合 ①(45件)×2.5人=112.5(人) ②端数を切り捨てて112(人)であるところから、 1件目から112件目については、居宅介護支援費(ⅰ)(ⅱ)を算定する。 113件目以降については、 ③60(件)×2.5(人)=150(人) ④150(人)-1人=149(人)=149(人)であるところから、 113件目から149件目については、居宅介護支援費(ⅰ)(ⅱ)を算定する。 ※ 平成21年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.1) 平成21年3月23日の修正。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	114

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
18 居宅介護支援	居宅介護支援 件	事務職員の配置にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う基準	基準第13条に掲げる一連の業務等については、基準第13条で定める介護支援専門員が行う直接的な業務に該する業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とする。 <例> ○ 営業認定調査開通書類閲覧業務 ○ 書類の受領、打ち込み、複写、ファーリングなど ・明連書類の打ち込み、複写、ファーリングなど ○ ケアプラン作成閲覧業務 ○ 開連書類の打ち込み、複写、ファーリングなど ○ 利用者や家族との連絡調整に関する業務 ○ 事業所ごとの連絡調整、書類収送等業務 ○ 保険者ごとの連絡調整、手続きに関する業務 ○ 給与計算に関する業務 ※ 令和3年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.3)「令和3年3月26日」問116の修正。	6.3.15 事務運営 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 115		
19 居宅介護支援	特定事業所加算	「家族に対する介護等を行つてゐる児童、障害者、生活困窮者、精神疾患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加すること」について、自ら主催等で実施し検討会、研修会等を実施した場合も含まれるか。	「家族に対する介護等を日常的に行つてゐる児童、障害者、生活困窮者、精神疾患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加すること」について、これらの対象者に対し支援を行つた実績は必要か。	6.3.15 事務運営 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 116		
20 居宅介護支援	特定事業所加算	「家族に対する介護等を日常的に行つてゐる児童、障害者、生活困窮者、精神疾患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加すること」について、これらのお客様に対し支援を行つた実績は必要か。	「家族に対する介護等を日常的に行つてゐる児童、障害者、生活困窮者、精神疾患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加すること」について、これらのお客様に対し支援を行つた実績は必要か。	6.3.15 事務運営 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 117		
21 居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。	入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。	6.3.15 事務運営 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 118		
22 居宅介護支援	入院時情報連携加算について	入院時情報連携加算について(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、入院したタイミングによって算定可能な日数が変わることがあります。	☆…入院 ★…入院(官能時間外) ▲…情報提供 	6.3.15 事務運営 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について 119		

介護サービス関係 Q&A集

問番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
23	居宅介護支援	契約時の説明について	今回の改定において、ケアプランの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することは求められる。なお、「同一事業所による提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置する「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）の送付についての該当箇所に複数回提出されても、同一事業所による提供されたものの割合が、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えないとある。	例えば、以下のように重要事項説明書を作成し、訪問介護等を記載できる資料を別紙として提出すれば、訪問介護等を記載するところが求められる。 （1）前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 訪問介護 ●% 通所介護 ●% 地域密着型通所介護 ●% 福祉用具貸与 ●% （2）前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスとのとの割合 訪問介護 ○○事業所 ●% △△事業所 ●% □□事業所 ●% △△△事業所 ●% □□□事業所 ●% ××事業所 ●% △△△△事業所 ●% □□□□事業所 ●% ○○○事業所 ●% □□□□□事業所 ●% （3）前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスとのとの割合 訪問介護 ○○事業所 ●% △△事業所 ●% □□事業所 ●% ××事業所 ●% △△△事業所 ●% □□□事業所 ●% ○○○○事業所 ●% □□□□事業所 ●% （4）前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスとのとの割合 訪問介護 ○○事業所 ●% △△事業所 ●% □□事業所 ●% ××事業所 ●% △△△事業所 ●% □□□事業所 ●% ○○○○事業所 ●% □□□□事業所 ●%	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）の送付について	120
24	居宅介護支援	管理者について	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和3年3月1日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援事業者である指定期間予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。	原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）の送付について	122
25	居宅介護支援	地域包括支援センターから介護予防支援の委託	介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受けた場合が、地域包括支援センターから介護予防支援事業者が、地域包括支援センターへ依頼する場合である。	・介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受けた場合が、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けた場合が、当該業者には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受けた場合が考えられる。	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）の送付について	123
26	全サービス共通	業務経営計画未策定期算について	業務経営計画未策定期算について	・業務経営計画未策定期算はどのような場合に適用となるのか。 ・業務経営計画未策定期算は、従来必要な措置を講じられない場合に算定期定の対象となる。 ・業務経営計画未策定期算において、業務組織計画の策定期と同時に業務組織計画の見直しの実施の有無は、業務組織計画未策定期算の策定期ではない。 ・業務組織計画未策定期算の策定期は、令和6年3月15日）の送付について	6.3.15 「令和6年度介護報酬改定」に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）の送付について	164

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
27	全サービス共通	業務連続計画未策定期算の施行時期は下記表のとおり。	業務連続計画未策定期算 業務連続計画未策定期算の施行時期はどのようになるのか。	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p> <p>対象サービス</p> <p>施行時期</p> <p>① 通所介護、短期入所生活介護、短期入所事業介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、介護施設、介護予防短期入所、介護予防短期共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防共同生活介護</p> <p>② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援</p> <p>③ 居宅介護管理指導、介護予防居宅介護指導、特定介護予防福祉用具販売には、業務連続計画未策定期算は適用されない。</p>	<p>令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの期間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の登録のための計画に関する具体的な策定を行つて、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護を除く場合には、減算を行しない。</p> <p>令和6年6月 ※上記①の※と同じ</p> <p>令和7年4月 ※上記①の※と同じ</p>	165
28	全サービス共通	業務連続計画未策定期算について	行政機関による運営指導等で業務連続計画の未策定期など不適切な運営が確認された場合、事業者が生じた時点まで割り当てて該減算を適用する。	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p> <p>・例えば、通所介護事業者が、令和7年10月の運営指導等において、業務連続計画の未策定期が判断した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に対する具体的な計画の策定を行つてない場合)、令和7年10月から6年1月から7年10月の運営指導等における対象となる。</p> <p>・また、訪問介護事業者が、令和6年1月から7年10月の運営指導等において、業務連続計画の未策定期が判断した場合、令和7年4月から減算の対象となる。</p>	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p>	166
29	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその後を防止するための金の措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされなければ減算となること。	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p>	167	
30	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p>	168	
31	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	高齢者虐待は措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発防止するための金の措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされないと減算となること。	<p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について</p>	169	

介護サービス関係 Q&A集

問番号	QA 発出時期、文書番号等	回答	
項目	サービス種別	項目	質問
32 全サービス共通	虐待防止委員会及び研修について		居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者ではなく、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、規格外に開拓するべきである。このような事業所でも虐待防止委員会の開設や研修を定期的にしないわけにはならないのか。
33 全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、機能対策マネジメント加算、排せつ支援加算について		月未よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ないものやまだ導入していない場合については、該当サービスを利用開始した日の属する月（例：1月）の翌月の10日までに、利开发利用開始月の翌月の10日までに提出する。ただし、利开发利用開始月の翌月の10日までに提出するとしても差し支えないとあるが、利开发利用開始月の翌月の10日までに提出する場合は利开发利用開始月より算定可能。
34 全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、機能対策マネジメント加算、排せつ支援加算について		月未よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ないものやまだ導入していない場合については、該当サービスを利用開始した日の属する月（例：1月）の翌月の10日までに提出する。ただし、利开发利用開始月の翌月の10日までに提出するとしても差し支えないとあるが、利开发利用開始月の翌月の10日までに提出する場合は利开发利用開始月より算定可能。
35 全サービス共通事項	介護記録ソフトの対応について		事業所又は施設が介護の算定を開始しようとする月以降の月末にサービスを利用開始した利用者がおり、や心を得ず、当該利用者以外については算定可能か。
36 全サービス共通事項	LIFEへの提出情報について		LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSU連携により入力を実行しているが、LIFEへのデータ提出について差し支えないか。
37 全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算について		令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報について、少なくとも6か月に1回提出すればよいか。

介護サービス関係 Q&A集

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
50	福祉用具貸与・特定福祉用具貸与・介居宅介護支援・介護予防支援	運送制の対象の販売品について	運送制の対象である福祉用具を販売から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了してて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。	利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	10
51	全サービス共通	業務継続計画未策定期間減算について	業務継続計画未策定期間減算はどうな場合に適用となるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定期間減算の対象となる。 ・必要な措置が講じられていない場合に算入する。 ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定期間減算と同様に業務継続計画未策定期間減算の有無は、業務継続計画の見直しの実施の有無で算定期間ではない。 	6.5.17 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.6) (令和6年5月17日)」の送付について	7

集A&Q関係サービスの説明

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	QA発出時期、文書番号等 問番号	
運番	サービス種別	基準種別	項目	質問	文書名	
平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月5日 Q&A以降	3運営	介護予防支援(委託件数)	介護予防支援の委託件数の上限の算定する場合、条件の算定に繋がるかといったケースについても算定するのか。	上限の算定の際、件数を算定するのは、介護予防サービスを利用する、給付管理票を作成したケースについてである。したがって、お預かりのケースについて件数を算定する必要はない。	18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2) 削除
1640	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援(その他)	地城包括支援センターの人員基準を満たす相当職員が介護予防サービス計画を作成した場合、必ず保健師がチェックしならなければならないのか。	介護予防支援業務の実施に当たっては、給付管理票の上のような事務的な部分を除き、人員基準を満たす相当職員が対応すればはならない。そのため、その業務の実施に伴うとては、お預かりのケースについても、保健師によるチェックなどをするものではない。	19 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1641	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援(その他)	地城包括支援センターの人員基準を満たす相当職員が介護予防サービス計画を作成した場合、必ず保健師がチェックしならなければならないのか。	介護予防支援業務の実施に当たっては、給付管理票の上のような事務的な部分を除き、人員基準を満たす相当職員が対応すればはならない。そのため、その業務の実施に伴うとては、お預かりのケースについても、保健師によるチェックなどをするものではない。	19 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1642	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援(その他)	介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託した場合の同意は、保健師が必ずしも保健師が行う必要はないが、組織(チーム)としての対応、意決定は必要である。	必ずしも保健師が行う必要はないが、組織(チーム)としての対応、意決定は必要である。	20 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1643	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援(介護予防フランク)	介護予防サービス計画において、介護予防訪問介護等の具体的な回数やサービス提供の目次、サービス提供時間等を設定する場合、介護予防訪問介護等の部分に記載すればよいのか。	介護予防訪問介護等定額制のサービスについては、介護予防サービス計画においては、目標とし、利用者の意向を踏まえ、具体的な介護予防サービス提供方法や強度、日等についても、該介護予防サービス計画を踏まえ、利用者がサービス提供事業者との話し合いで決まります。	22 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1644	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援(サービス調整)	介護予防サービスのサービス計画における介護予防サービスは、誰が行うことになるのか。	從前はケアマネジャーが行っていたにようどあるが、介護予防サービスには、介護予防サービス事業者が行うこととしており、具体的な介護予防サービス事業者が行うこととして差し支えない。	23 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1645	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援	介護予防支援の様式のうち、7表・8表の取扱いはどのようにすればよいか。	7表・8表については、目標や介護予防サービスにおいては、目標や方針、支援要件などを介護予防事業者が決定することとしている。サービスの具体的な提供方法や強度、日等についても、介護予防支援事業者と利用者の話し合いで決まります。介護予防サービス計画には、介護予防サービスの強度に合わせて、サービス提供事業者との話し合いで決まります。これからを踏まえ、「7表・8表」にて、適宜、介護予防支援事業者の判断により、業務に沿って簡素化して利用することとして差し支えない。	24 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1646	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援	介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業所に委託する場合の委託手続や委託契約は、委託契約は、介護予防支援事業者との委託契約で、自由に決まるべきである。そのため、委託料については、なんらのやり取りが示さない。	委託した場合は、最終的な責任は本来の業務実施主体である介護予防支援事業者が負担している。そのため、委託料についても、面接者の契約によるべきものであり、ガバーライン等を示す定はない。	25 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1647	23 居宅介護支援事業	3運営	介護予防支援	介護予防支援の利用実績のない場合は、給付管理票を作成できないため、介護予防支援料を算定することは可能か。	介護予防支援料を算定することは可能。	26 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1648	23 居宅介護支援事業	3運営	サービス提供拒否	取扱い件数が40件を超えることを理由に一律に、サービス提供を拒否すれば、基準違反に該当する。	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒否で争うこととされない場合など、現行制度上も、例えば、当該事業所の現員からではなく、み込みに応じなければなりません。ただし、現行制度では、正に担当する事業所は、原則として、同一の理由で利用申込みを拒否するのではなく、逆に、別の事業所に該当する場合に該当する事業所の現員からではなく、み込みに応じなければなりません。つまりサービスの状況に応じて、判断すべきである。なお、いわゆる「個別サービス」を提供できない場合については、利用者に対する事情で判断する必要があります。	36 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)
1649	23 居宅介護支援事業	3運営	要支援状態から要介護状態へ	月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり、事業所が変更となる場合の扱いはどのように行うのか。	月の途中に要支援状態区分に要更どなり事業所が変更となる場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターたる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業所へ移るため、担当する事業者が変わることが、この場合には、居宅介護支援事業所の現員からではなく、み込みに応じて、判断すべきである。なお、いわゆる「個別サービス」を提供する場合に該当する事業所は、現員からではなく、み込みに応じて、判断すべきである。また、逆の場合には、居宅介護支援事業所が現員からではなく、み込みに応じて、判断すべきである。	37 18.3.27 介護制度改革-information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol2)

連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成33年3月5日 Q&A以降				
1658	23 居宅介護支援事業	4報酬	退院・退所加算	退院・退所加算についてあるが、当該会員(カンフルエンス)に参加した場合は、居宅サービス計画についてあるが、利用者等について記載するが、利用者又は家族等の日時、場所等の内容を示すことは、具体的にどのよう書類等を添付すること。どもあるが、ここまでの居宅サービス計画等とは、具体的にどのような書類等を添付のか。	居宅サービス計画については、「介護サービス計画の様式及び課題分析標準項目の様式について」(平成31年1月12日付けを企画29号告示)において、標準例として様式として示されているところがあるが、当該様式のうち、利用者又は家族等の部分が想定され、それ以外であれば上記の内容を満たすもの等であっても可能である。	20 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年3月30日)の送付について
1659	23 居宅介護支援事業	4報酬	退院・退所加算	入院中の担当医等との会議(カンフルエンス)に参加した場合、当該会員等の日時、開催場所、出席者、内容等について記載し、利用者又は家族等の医療報酬請求方法についての文書等について記載するが、利用者又は家族等の医療報酬請求方法について指摘を行い、患者に情報を提供したこと文書」を指すと解釈してよいか。	そのところ。退院・退所加算は原則として記録できる退院・退所前の医療機関等と連携してあるが、転院・退院等における情報提供が困難であるが、転院・退院等における情報提供が困難である。なお、この場合においても、退院・退所前の医療機関等から情報提供を受けていることは必要な場合、退所加算を算定することは可能か。	21 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年3月30日)の送付について
1660	23 居宅介護支援事業	4報酬	退院・退所加算	入院前の医療機関等から提供された情報と居宅サービス計画に反映した場合、退院・退所加算を算定することは可能か。	可能である。退院・退所加算は原則として記録できる退院・退所前の医療機関等と連携してあるが、転院・退院等における情報提供が困難であるが、転院・退院等における情報提供が困難である。なお、この場合においても、退院・退所前の医療機関等から情報提供を受けていることは必要な場合、退所加算を算定することは可能である。	7 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年4月25日)の送付について
1661	23 居宅介護支援事業	4報酬	退院・退所加算	4月に入院し、6月に退院した利用者で、4月に1回、6月に1回の計2回、医療機関等から必要な情報の提供を受けた場合、退院・退所加算はいつ算定するのか。	利用者の退院後、6月にサービスを利用した場合には毎月分を請求する際に、2回分の加算を算定する。なお、当該月にサービスを利用できなかった場合は、当該月にサービスを利用するが、転院・退院等における情報提供ができない場合、原則として記録等の算定が不可能である。例えば、6月末に退院する利用者が、7月から居宅サービスを利用する算定することによって、退院後1ヶ月間に2回の加算を受けることができる。ただし、退院・退所後の費用を請求する際に、2回分の加算を算定する場合、7月分を請求する必要がある。	8 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.3 (平成24年4月25日)の送付について
1662	23 居宅介護支援事業	4報酬	退院・退所加算	4月に入院し、6月に退院した利用者で、4月に1回、6月に1回の計2回、医療機関等から必要な情報の提供を受けた場合、退院・退所加算はいつ算定するのか。	サービスを利用した場合には毎月分を請求する際に、2回分の加算を算定する。なお、当該月にサービスを利用できなかったため、居宅介護支援費の請求はできない。	8 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年4月25日)の送付について
1663	23 居宅介護支援事業	4報酬	運営基準違反に該当する場合の減算方法について	運営基準違反に該当する場合の減算方法について	運営基準違反に該当する場合の減算方法については、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画を作成するにあたり、利用者ごとに適用される。	1 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.1 (平成24年4月25日)の送付について
1664	23 居宅介護支援事業	4報酬	運営基準違反に該当する場合の減算	新規認定期の減算に係る起算月について	運営基準違反に該当する場合の減算は、居宅介護支援事業者は要介護認定期申請書に係る指針が義務付けられていることから、認定申請の段階からサービス計画を作成するにあたり、利用者ごとに適用される。	4 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.1 (平成24年4月25日)の送付について
1665	23 居宅介護支援事業	4報酬	運営基準違反に該当する場合の減算	新規認定期の減算に係る起算月について	運営基準違反に該当する場合の減算は、居宅介護支援事業者は要介護認定期申請書に係る指針が義務付けられていることから、認定申請の段階からサービス計画を作成するにあたり、利用者ごとに適用される。	4 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.1 (平成24年4月25日)の送付について
1666	23 居宅介護支援事業	4報酬	介護予防支援(初回加算)	利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、扶助・ケアプランを作成していきたい旨を提出する事業者が、地域生活センターから委託を受け、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。	初回加算については、介護予防サービス計画を新規に作成するに当たり、新規にアセスメント等を実施するにあたっては、算定可能である。なお、この考え方について、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。	9 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年4月25日)の送付について
1667	23 居宅介護支援事業	4報酬	介護予防支援(初回加算)	介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更になった場合についても、初回加算は算定できるのか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更になった場合はどうか。	前者のケースについては、委託された居宅介護支援事業所は変更になつても、当該介護予防支援事業所としては初回加算を算定するのではないか。転居等による介護予防支援事業所が変更になつては、初回加算を算定することが可能である。	10 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年4月25日)の送付について
1668	23 居宅介護支援事業	4報酬	介護予防支援(初回加算)	契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約が締結しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解してよい。	「新規」とは、初めて給付管理を行い、顧問請求を行う月について適用するものである。しかし、契約期間が終了したものの、その後の利用者についても、初めて顧問請求する月についても、初回加算を算定することができる。なお、この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても、共通である。	11 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」vol.2 (平成24年4月25日)の送付について

連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成33年3月5日 Q&A以降				
1678	23 居宅介護支援事業		4報酬 初回加算	初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたたい。	契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所が利用者に対して居宅サービス計画を作成して場合は、「新規」の考え方について示されたたい。	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1679	23 居宅介護支援事業		4報酬 特定事業所附加算	主な介護支援事業員「専門の審査がいる場合、概算はいつから算定できるのか？」	平成21年度中に主な介護支援事業員修習科目を受講してから算定できる場合、概算はいつから算定できるか。	63 21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1680	23 居宅介護支援事業		4報酬 入院時報酬追加算	前月に居宅サービス計画に基づいた介護保険サービスを利用した翌月の10日(前月の10日前)に限り算定できるが、10日を過ぎて情報提供を終った場合は算定できない。 介護保険サービス利用 人院	居宅サービス計画に基づいた介護保険サービスを利用した場合は、翌月の10日前に限り算定できるが、10日を過ぎて情報提供を終った場合は算定できない。 介護保険サービス利用なし → 情報提供 人院 一律割増料 6月分請求料 7月 7月10 6月分請求料 7月12 一律割増料	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1681	23 居宅介護支援事業		4報酬 退院・退所加算	退院・退所加算の算定に当たり、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、具体的にいつの月に算定するのか。	退院又は退所に当たって、保険医療機関等の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報を提供した上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用を開始した日以後に算定する。ただし、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始後、利用者が当該医療機関等の職員と面談等を行った場合には、直近の情報も参考されるため、必要に応じて、再度保険医療機関等の職員と面談等を行って確認する。なお、利用者の状況に応じて、居宅医療機関等の職員と面談等を行う必要はない。	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1682	23 居宅介護支援事業		4報酬 退院・退所加算	病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成したが、利用者等の事情により、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するまでに、一定期間が生じた場合の取扱いについて示された。	退院・退所加算については、医療などの運営の強化・推進を図る観点から、退院・退所時に基づいたに付ける。ただし、利用者の状態に応じて、より適切なサービスの提供が行われるものと考えられる。つまり、利用者が当該医療機関等の退院・退所後、一定期間サービスが提供されなくなつた場合は、その間に生じた利用者の状態像が変化する可能性があるため、行われた日の翌月末までにサービスが提供されなかつた場合は、当該加算は算定することができないものとする。 6月20 退院・退所日 6月27 サービス提供なし 8月1 8月からサービス提供開始	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1683	23 居宅介護支援事業		4報酬 認知症加算	認知症見守り等が提供された場合は、居宅サービス計画等と一緒に算定して示さなくてよい。	認知症見守り等が提供された場合は、居宅サービス計画等と一緒に算定して示さなくてよい。 そのための場合は、主治医との面談等の内容を居宅介護支援等に記載してある場合は、サービス担当者会議等を通じて、利用者に対する評議会を行なうものとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1684	23 居宅介護支援事業		4報酬 独居高齢者加算	独居高齢者加算	独居高齢者加算については、介護支援事業者がケアマネジメントを行なう際に、家族等と連絡して示すなど、利用者の申立てがあり、住民票上・郵便世帯の場合はどちらかのサービスでも算定できるのか。	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
1685	23 居宅介護支援事業		4報酬 運営基準減算	運営基準減算	運営基準減算が2月以上継続している場合の適用月はいつからか。	21.3.23 介護保険最新情報vol69 平成21年1月改定関係Q &A(vol1)
					平成21年4月以後における当該算定の適用月は2月目からとする。 5月6月(清算の状況が整理り)算定しない	72

回答	質問	項目	標準別	サービス種別	連番
要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降	23居宅介護支援事業	1730
要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降	23居宅介護支援事業	1731
要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降	23居宅介護支援事業	1732
要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	要支援事業者把握事業 特定高齢者把握事業 5その他	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降	23居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	1733

老老発0325第1号
保医発0325第2号
令和4年3月25日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省老健局老人保健課長
(公印省略)

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定
できる場合の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第88号）等が告示され、令和
4年4月1日から適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留
意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老
老発第0428001号・保医発第0428001号）の一部を下記のように改め、令和4年4月1日か
ら適用することとしたので、その取扱いに遗漏のないよう貴管下の保健医療機関、審査支
払機関等に対して周知徹底を図られたい。
なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いにつ
いて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

- (1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等に
より重度の高い医療行為が必要となった場合には、当該患者を医療保険適
用病床に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該介護保険適用病床に
おいて緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このような場合には可能であり、この
場合は、当該病床において療養の給付又は医療が行なわれることは可能である。
- (2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付
は行わないものであること。

2 第2号関係について

- (1) 療養病棟（健康保険課等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第
130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の
規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟
をいう。以下同じ。）に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介
護保険適用の指定を受けたことにより要介護被保険者以外の患者等に対する対
応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ病
室（当該病院にあっては、患者の性別ごとに各1つの合計2つの病室（各病室の
病床数が4を超える場合には、4病床を上限とする。））を定め、当該病室
について地方厚生（支）局長に届け出た場合は、当該病室において行った療養に
係る給付は、医療保険から行うものとすること。
- (2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行
う場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載
するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用
病床における療養型介護療養施設サービス費又は診療所型介護療養施設サービ
ス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届
け出るものであること。

3 第3号関係について

- 介護保険適用病床に入院している患者に対し歯科療養を行った場合についての当
該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について

- 1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できること。
(1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

- (2) 病院であって、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において介護療養に係る給付は、介護保険から行うものとすること。
- (3) 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であつて、当該病院の療養病棟のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者において療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうとすることについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行つた療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

2 施設基準関係

- (1) 1保険医療機関における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）で別の看護師等の配置基準を採用できること。
- (2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合については、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことでのべき看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療療養病床の場合は療養病棟入院料1又は2、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費）を採用するものとすること。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を採用することもできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出については、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）に基づき、療養病棟入院料1若しくは2又は有床診療所療養病床入院基本料を届け出るものであること。
- (3) 夜間勤務等の体制については、病棟ごとに届出を行うことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとすること。

3 入院期間、平均在院日数の考え方について

- (1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、同病棟に転棟した場合は、転棟後30日までの間は、新規入院患者と同様に取り扱うこと。
- (2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に必要があること。

取り扱うものであること。

(3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同様であること。

4 介護保険適用病床に入院中に医療保険から給付を受けた場合の取扱いについて

(1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。

(2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する費用負担によるものであること。

5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

(1) 同一施設内の医療保険適用病床から介護保険適用病床へ転床した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理は算定できないものである。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す方が生じた場合には、この限りでない。

(2) 同一施設内の医療保険適用病床から、介護保険適用病床へ転院された患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す方が生じた場合には、この限りでない。

(3) 同一施設内の医療保険適用病床から一体的に運営されるサテライト型小規模施設に入所した者又は当該医療機関と一緒に介護療養型老人保健施設に入所した者においては、別途診療費又は特別療養費又は特別診療費に算定される。ただし、当該施設の入所期間及び当該施設に入所前の医療保険適用病床における入所期間が通算して6ヶ月以内の場合は、この限りでない。

(4) 医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合において、医療保険の薬剤管理指導料を見直す必要が生じた場合には、特定診療費、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理指導料は算定できないものである。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合においても同様であること。

(4) 特定診療費又は特別診療費として定められた理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団コミュニケーション療法及び精神科作業療法並びに特別療養費として定められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとすること。ただし、共用する場合にあっては、施設基準及び人員配置基準等について、特定期間の算定に適用する場合に適用するものとすること。

6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について

(1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は対診を求めることがあります。

(2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該保険医療機関は当該費用を算定できません。

(3) (2)にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合(当該診療が行なわれる診療を除く。)において、次に掲げる診療行為を含む診療行為が行なわれた場合(当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他保険医療機関(特別の関係にあるもの)は、当該患者について算定する場合(当該介護療養型医療施設に当該診療が行なわれた場合(当該保険医療機関において限る。))であって、当該患者に対し当該診療が行なわれた場合には、当該費用を算定できます。

ア 初・再診料
イ 短期滞在手術等基本料1
ウ 検査
エ 画像診断
オ 精神科専門療法
カ 处置
キ 手術
ク 麻酔
ケ 放射線治療
コ 病理診断

(4) 他保険医療機関は、(3)のアからコまでに掲げる診療行為を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、「診療報酬明細書の摘要欄に、「入院介護療養型医療施設名」、「受診した理由」、「診療科」及び「(他①)(受診日数:○日)」と記載すること。

第3 介護調整告示について
要介護被保険者等である患者(介護療養院に入所中の患者を除く。)に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養によるものとし、別紙1を参考のこと。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)も併せて参照すること。

第4 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について
1 介護医療院に入所中の患者に対する診療の基本的な考え方は、第2の6の(1)、(2)及び(4)の例によること。

2 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となった場合には、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。

3 医療療養病床及び介護療養病床が混在する病棟の一部を介護医療院に転換した場合、夜間勤務等の体制については、第2の2の(3)の例によること。

4 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項
1 同一日算定について
診療報酬点数表の別表第一第2章第2部(在宅医療)に掲げる療養に係る同一日算定に関する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

2 月の途中で要介護被保険者等となる場合等の留意事項について
要介護被保険者等となつた日から、同一の傷害又は疾患等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定期間に制限がある場合(医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合の月4回など)については、同一保険医療機関において、両方の保険から給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。

3 訪問診療に関する留意事項について
(1) 指定特定施設(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第174条第1項)、指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項)又は指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第230条第1項)のいずれかに入居する患者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。

(3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について
介護保険における居宅看護管理指導費又は介護予防居宅看護管理指導費を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射管理指導料に関する留意事項について
精神科訪問点滴注射管理指導料に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について
精神疾患有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について
(1) 訪問看護療養費は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行いう場合(既院支援看護指示書に係る指定訪問看護第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護情報提供療養費1にについては、同一月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)に指定してから3ヶ月以内に、当該支援によって紹介

日を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行いう場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護料又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定している月にあっては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理加算を算定している月にあっては医療保険の特別管理加算を算定している月にあっては医療保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては医療保険の看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費(遠隔死亡監視料を含む。)は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導加算は算定できない。

9 訪問ハビリテーションに関する留意事項について
在宅患者訪問リハビリテーション指導料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行いう必要がある場合には、6月に1回、14日間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について
要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、糖尿病群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション(以下「介護保険における疾患別リハビリテーション」という。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することになった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。
ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険における疾患別リハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能であること。併用する場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3ヶ月以内に、当該支援によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1ヶ月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとはみなさない。

11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

- (1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。
ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の入居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対する重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。

- (2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

12 人工腎臓等に関する留意事項について

- 介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれか、を算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロボエチン、ダルベボエチン、エボエチシベータペゴル及びHIF-PH阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF-PH阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険」と介護保険の給付調整に関する留意事項等についての一部改正について

(別紙1)

「医療保険」と介護保険の給付調整にに関する事項等を相互に関連する事項等について、正規保険の運営の相互扶助の実現を目的とする。

在宅医療

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
区分	（次の基準に入居又は所うちる患者を除く。）	ア. 介護施設型医療施設（認知症病棟の病床を除く。）	ア. 介護施設型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）	ア. 介護老人保健施設又は介護予防施設又は居宅老人保健施設（介護予防施設又は介護老人保健施設又は居宅介護支援施設に係る。）を受けている患者	ア. 介護施設型介護老人保健施設又は介護老人福祉施設又は居宅介護支援施設（介護予防又は介護生活支援施設を受けていたる患者）
1.003-2 認知療法・認知行動療法	○	うち、外部サービス利用型指定訪問介護又は訪問介護による患者を受ける場合	介護施設型医療施設（サービス費のうち、認知症病棟の費用を算定した日の場合は算定した日の場合）	介護施設型医療施設（サービス費のうち、認知症病棟の費用を算定した日の場合は算定した日の場合）	介護施設型医療施設（サービス費のうち、認知症病棟の費用を算定した日の場合は算定した日の場合）
1.005 入院集団精神療法	—	（同一日ににおいて、特定診療費を算定する場合を除く。）	○	○	○
1.007 精神科作業療法	○	（同一日ににおいて、特定診療費を算定する場合を除く。）	○	○	○
1.008 入院生活機能訓練療法	—	（同一日ににおいて、特定診療費を算定する場合を除く。）	○	○	—
1.008-2 精神科ショート・ケア	○	（当該療法を行つていた期間内において、認知症対応型通所介護又は通所ハビリテーション費を算定した場合は算定不可）	○	○	○
注5	—	（精神科退院指導料を算定したるものに限る。）	—	○	—
1.009 精神科ティ・ケア	○	（当該療法を行つていた期間内において、認知症対応型通所介護又は通所ハビリテーション費を算定した場合は算定不可）	○	○	○
注6	—	（精神科退院指導料を算定したるものに限る。）	—	○	—
1.010 精神科ナイト・ケア	○	（当該療法を行つていた期間内において、認知症対応型通所介護又は通所ハビリテーション費を算定した場合は算定不可）	—	—	—
1.010-2 精神科ナイト・ケア	○	（当該療法を行つていた期間内において、認知症対応型通所介護又は通所ハビリテーション費を算定した場合は算定不可）	—	—	—
1.011 精神科退院指導料	—	○	○	○	○
1.011-2 精神科退院指導料	○	○	○	○	○
1.012 精神訪問看護・指揮料（Ⅰ及びⅢ）	※9	※9及び※3	※9	（認知症患者を除く。）	（認知症患者を除く。）
1.012-1 重複・介護職員通報強化処理料	○	—	—	—	—
1.012-2 精神訪問看護指示料	○	—	—	—	（認知症患者を除く。）
1.015 重度認知症患者ティ・ケア料	○	（認知症患者又は認知症高齢者ティ・ケアを行つていた期間内において、認知症対応型通介護費又は通介護費を算定した場合は算定不可）	—	—	○
1.016 精神科在宅患者支援管理料	○	—	—	—	（精神科在宅患者支援管理料の半額を算定する場合）
上記以外	○	○	○	○	○
安置	○	○	○	○	○

精神科専門療法

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	（次の基準に入居又は通うる患者を除く。）	2. 入院中の患者	3. 入所中の患者	
			ア. 介護療養型医療施設（認知症病棟の病床に限る。）又は介護予防型医療施設（認知症病棟に限る。）を受けている患者	ア. 介護老人保健施設又は介護予防型医療施設（認知症病棟に限る。）又は介護老人保健施設又は介護療養型介護老人福祉施設又は介護生活支援施設又は介護予防型医療施設（認知症の病棟に限る。）を受けている患者
手術	○	○	○	○
麻酔	○	○	○	○
放射線治療	○	○	○	○
病理診断	○	○	○	○
日000-4 薬剤疾患管理料 理科	○	○	○	○
日004-1-4 入院栄養管理指導料	-	○	×	-
日004-9 介護支度連携指導料	-	○	×	-
日006-3 がん治療連携計画料	○	○	×	○
日006-3-2 がん治療連携指導料	○	-	×	○
日007 退院前訪問指導料	-	○	×	-
日008 薬剤管理指導料	-	○	×	-
日008-2 薬剤統合指導料	○	-	×	○
日009 診察情報提供料（1）（注2及び注6）	○	○	○	○
日011-4 退院時新情報管理指導料	-	○	×	-
日014 退院時共同導料1	-	○	×	×
日015 退院時共同導料2	-	○	×	-
C001 新開創衛生指導料	x	○	○	○
C001-3 歯科衛生在宅療養管理指導料	○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリーション指導料	○	○	○	○
C003 在宅患者訪問看護指導料	x	-	×	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C007 在宅患者連携指導料	x	-	×	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
C008 在宅患者緊急時カンファレンス料	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○
10の3 薬剤管理指導料	○	○	○	○
注14 服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）	○	○	○	○
CO03 在宅患者訪問看護指導料	x	-	×	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
CO07 在宅患者連携指導料	x	-	×	(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)
13の2 かかりつけ薬剤師指導料	○	○	○	○
13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等」に記載する事項及び医療保険と介護保険の相互に賛同する事項等等

1. 入院中の患者以外の患者		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
自家、社会福祉施設、身体障害者施設等 知能低下者、精神障害者、介護又は介護所 訪問介護、短期入所療養、介護又は介護所 訪問介護又は介護を受けるものと 併用する。）※1	（同一月において、居宅医療管理指導費又は防 疫予防居宅医療管理指導料を含む。）	ア：介護施設別医療施設（認知症病 棟の床を除く）、又は介護予防 短期入所療養介護（介護施設の床を除く）を受けている 患者	ア：介護施設別医療施設（認知症病 棟の床を除く）、又は介護予防 短期入所療養介護（介護施設の床を除く）を受けている 患者	ア：介護老人保健施設 ア：定期的訪問介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護施設の床を除く）を受けている 患者	ア：介護老人保健施設 ア：定期的訪問介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護施設の床を除く）を受けている 患者
うち、小規模多機能 型共同生活又は集合 型サービス（宿泊付 型）又は訪問介護又 は訪問看護又は居宅 介護予防併用する。 （同一月において、居宅医療管理指導費又は防 疫予防居宅医療管理指導料を含む。）	（同一月において、居宅医療管理指導費又は防 疫予防居宅医療管理指導料を含む。）	○	×	○	○
1 4 の 2 の 1 外来医療支援料 1	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	○	×	○	○
1 5 在宅患者訪問指導料	（同一月において、居宅医療管理指導費又は防 疫予防居宅医療管理指導料を含む。）	○	×	○	○
1 5 の 2 在宅患者緊急訪問管理指導料	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	—	○	—	—
1 5 の 3 在宅患者緊急時等共同指導料	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	○	×	○	○
1 5 の 4 遠隔時失調指導料	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	○	×	○	○
1 5 の 5 服薬情報等提供料	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	○	—	—	—
上記以外	（同一月において、居宅医療管理指導費が算定されている場合を除く。）	○	—	—	—
0 1 一 診問履歴基本医療費（1）及び（1'） (同様物において同一日に2回以上医療行為を行 る訪問看護を行った場合に算定)	○	※2	※2 (当該患者に於ける基本医 療費を算定した訪問 看護システムによる 看護師が指定訪問 看護を行った場合 に限る。)（同一月に おける訪問看護開始 日以後の期間に 算定する。）	—	—
0 1 二 精神科訪問看護基本医療費（1）及び（1'） (同一月において同一日に2回以上医療行為から給付され る訪問看護を行う場合に算定)	○	※9 及び※14	○ ※9 (同一月に おける訪問看護開始 日以後の期間に 算定する。)	—	—
0 1 三 訪問看護基本医療費（III）及び精神科訪問看護基本 医療費	○	※15及び※17	○ ※2又は精神科訪 問看護基本医療費 を算定できる者	○ ア：○ イ：×	○ ア：○ イ：×
0 2 訪問看護管理費	○	—	—	—	—
24時間対応体制加算	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等」に記載する事項及び医療保険と介護保険の相互に賛同する事項等等

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等」に記載する事項及び医療保険と介護保険の相互に賛同する事項等等

※2 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性心筋梗塞等により一時的に細回の訪問看護が必要である患者に限る。
※3 次に挙げる医薬品の薬理作用に限る。

・精神コントロール式 (白型) 又は「心の力」式の効能を有するもの及び後天性免発不全症群又はHIV感染症の効能を有するもの

・抗精神病薬 (白型) 又は「心の力」式の効能を有するもの

次に「心の力」式の薬理作用に関する

1) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
2) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
3) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
4) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
5) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
6) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
7) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
8) 人工耳筋又は鼓膜灌流液で行なう脳脊髄液状態にあるものに投与された場合に限る。)
※4

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一一部改正について

1. 入院中の患者に対する措置		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
※7	（次の基準に入居又は所うちる者を除く。）	ア. 介護療養型医療施設（認知症病棟の病床（限く）、精神疾患の病床（限く）、精神疾患又は介護予防病床（限く）又は精神疾患又は介護予防病床（限く）の病床を併設する病床）又は介護予防病床（限く）の病床に限る。）を受けている患者	ア. 介護療養型医療施設（認知症病棟の病床（限く）、精神疾患の病床（限く）、精神疾患又は介護予防病床（限く）又は精神疾患又は介護予防病床（限く）の病床に限る。）を受けている患者	ア. 介護老人保健施設又は介護予防施設（認知症病棟の病床（限く）、精神疾患の病床（限く）、精神疾患又は介護予防病床（限く）又は精神疾患又は介護予防病床（限く）の病床に限る。）を受けていた患者	ア. 介護老人保健施設又は介護予防施設（認知症病棟の病床（限く）、精神疾患の病床（限く）、精神疾患又は介護予防病床（限く）又は精神疾患又は介護予防病床（限く）の病床に限る。）に限る。）

- ※7 検査、リハビリテーション、処置、手術又は麻酔について、それぞれ、特種診療科の施設基準等（平成20厚生労働省告示第6号）別表第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に則るものと限る。
- ※8 病院からかかるまでのまつてまでの間で、看取りり加算の適用が認められる場合（在宅療養支援施設又は生年齢者支給施設等において看取った場合）。
- ※9 認知症患者を除く。（ただし、精神不在の患者であつてはこに限りではない。）
- ※10 当該患者によるサービス利用前30日前以内に患者を訪問し、在宅患者訪問診察、在宅患者訪問検査、施設入院時等医学総合診療料又は在宅がん専門診療料（以下「在宅患者訪問診療料等」という。）を算定した場合に限り、算定することができる。（未期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間に限る。）
- ※11 別の悪性腫瘍の患者（以下「他の悪性腫瘍の患者」といふ。）。
- ※12 当該患者によるサービス利用開始の遅延日から当該日までに、利用開始後30日前以内に患者を訪問し、在宅患者訪問診察、指揮料を算定して、在宅患者訪問検査、指揮料を算定して実施した場合に限り、算定することができる。
- ※13 当該患者によるサービス利用前30日前以内に患者を訪問し、精神疾患訪問者と接觸する場合に限り、算定することができる。
- ※14 当該患者によるサービス利用前30日前以内に患者を訪問し、精神疾患訪問者と接觸する場合に限り、算定することができる。
- ※15 未期の悪性腫瘍の患者又は精神科訪問看護基本療養料を算定する者は精神科訪問看護基本療養料を算定する者である者（認知症でない者）。
- ※16 未期の悪性腫瘍の患者又は精神科訪問看護基本療養料を算定する者は精神科訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り（未期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間）、算定することができる。
- ※17 当該患者によるサービス利用前30日前以内に患者を訪問し、訪問看護料を算定した場合に限り（未期の悪性腫瘍の患者等が指定訪問看護を算定した場合に限り）、算定することができる。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合	
初・再診料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入院料等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (A 400の1 暫期滞在手術等基本料1に限る。)
B 001の1 ウイルス疾患指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の2 特定薬剤治療管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の6 てんかん指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の7 難病外来指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の8 皮膚科特定疾患指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の9 外来栄養食指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1
B 001の11 集団栄養食指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1
B 001の12 心臓ベースメークー指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の14 高度難聴透析患者外来医学管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の16 喘息治療管理料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B 001の20 糖尿病合併症管理料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B 001の22 がん性疼痛緩和指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の23 がん患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の24 外来緩和ケア管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B 001の25 移植後患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分		介護療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位）を算定しない日の場合	介護療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位）を算定した日の場合
医学管理等		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B 0 0 1 の 26	植込み型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料	○	○
B 0 0 1 の 27	糖尿病透析予防指導管理料	×	○
B 0 0 1 の 32	一般不妊治療管理料	○	○
B 0 0 1 の 33	生殖補助医療管理料	○	○
B 0 0 1 の 34 ハ	二次性骨折予防継続管理料 3	○	○
B 0 0 1 の 35	アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料	○	○
B 0 0 1 の 36	下肢創傷処置管理料	×	○
B 0 0 1 – 2 – 4	地域連携夜間・休日診療料	×	×
B 0 0 1 – 2 – 5	院内トリアージ実施料	×	×
B 0 0 1 – 2 – 6	夜間休日救急搬送医学管理料	×	×
B 0 0 1 – 2 – 8	外来放射線照射診療料	○	○
B 0 0 1 – 2 – 12	外来腫瘍化学療法診療料	○	○
B 0 0 1 – 3	生活習慣病管理料	(注3)に規定する加算に限る。)	
B 0 0 1 – 3 – 2	ニコチン依存症管理料	×	○
B 0 0 1 – 7	リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）	○	○
B 0 0 5 – 6	がん治療連携計画策定料	○	○
B 0 0 5 – 6 – 2	がん治療連携指導料	○	○
B 0 0 5 – 6 – 3	がん治療連携管理料	○	○
B 0 0 5 – 7	認知症専門診断管理料	○	○
B 0 0 5 – 8	肝炎インターフェロン治療計画料	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分		ア 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 を算定しない日の場合	
		併設保険医療機関	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
B 0 0 9	診療情報提供料（1）		
	注 1		
	注 6		
	注 8 加算 (認知症専門医療機関紹介加算)		
	注 10 加算 (認知症専門医療機関連携加算)	○	
	注 11 加算 (精神科医連携加算)		
	注 12 加算 (肝炎インターフェロン治療連携加算)		
	注 13 加算 (肝炎インターフェロン治療連携加算 1)		
	注 14 加算 (歯科医療機関連携加算 1)		
	注 15 加算 (歯科医療機関連携加算 2)		
	注 16 加算 (検査・画像情報提供加算)		
B 0 0 9 - 2	電子的診療情報評価料	×	○
B 0 1 0 - 2	診療情報連携共有料	×	○
B 0 1 1	連携強化診療情報提供料		○
B 0 1 1 - 3	薬剤情報提供料	×	○
B 0 1 1 - 5	がんゲノムプロファーリング評価料	×	○
B 0 1 2	傷病手当金意見書交付料	○	
	上記以外	×	
C 0 0 0	往診料	×	○
C 0 1 4	外来在宅共同指導料	—	
	第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算	○	
	上記以外	×	
	検査	×	○
	画像診断	○ (単純撮影に係るものと除く。)	○
	投薬	○ ※2	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

ア 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診費用（362単位）を算定した日の場合	
区分	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
注射	○ ※3	○ (H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
リハビリテーション			
精神科電気痙攣療法	×	○	○
1000-2 経頭蓋磁気刺激療法	×	○	○
1002 通院・在宅精神療法	×	○	○
1003-2 認知療法・認知行動療法	×	○	
精神科専門療法			
1006 通院集団精神療法	×	×	○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)
1007 精神科作業療法	×	×	○
1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	×	×	○
1009 精神科ディ・ケア（注6の場合を除く。）	×	×	○
1015 重度認知症患者ディ・ケア料	×	×	○
上記以外		×	
処置	○ ※4	○	○
手術	○	○	
麻酔		○	
放射線治療		○	
病理診断		○	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			×
B014 退院時共同指導料1			×

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 を算定しない日の場合		
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料			×
C007 在宅患者連携指導料			×
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料			×
上記以外			○
別表第三			×
訪問看護療養費			×
退院時共同指導加算			○
			※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからまでの注5に掲げる算定を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に対して投与された場合に限る。

・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物の医療用麻薬）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・エリスロドキチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性食血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・ダルベドエチノベタベコル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性食血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・HIF-1P H阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性食血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）

・創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、咳痰吸引、摘便、酸素吸入、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、墮胎等処置、耳鼻咽喉科処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、鼻腔挿管及び長期療養患者看護等処置を除く。）

※3 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

※4 別表第三
・血液病の治療に係る血漿濾過因子抗体回活性化合体
・創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、咳痰吸引、摘便、酸素吸入、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、墮胎等処置を除く。

※5

老振発 0510 第 1 号
平成 30 年 5 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年 5 月 2 日付で、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）が別添のとおり公布されました。

本告示は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は下記のとおりです。

平成 30 年 10 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、生活援助中心型サービスについては 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

なお、平成 30 年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数 + 2 標準偏差（2 SD）（※）」を基準とする。（※）全国での利用回数の標準偏差に 2 を乗じた回数

具体的には、直近の 1 年間（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数 + 2 標準偏差（2 SD）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり以下の回数とする。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

なお、本告示の適用期日は平成 30 年 10 月 1 日である。

事務連絡
令和3年9月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和2年12月23日。以下「審議報告」という。）において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

1. 趣旨・目的・仕組み等

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

○ 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分にご留意の上、ご対応をお願いします。

○ 具体的には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八条の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村に届け出る必要があります。

(※) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

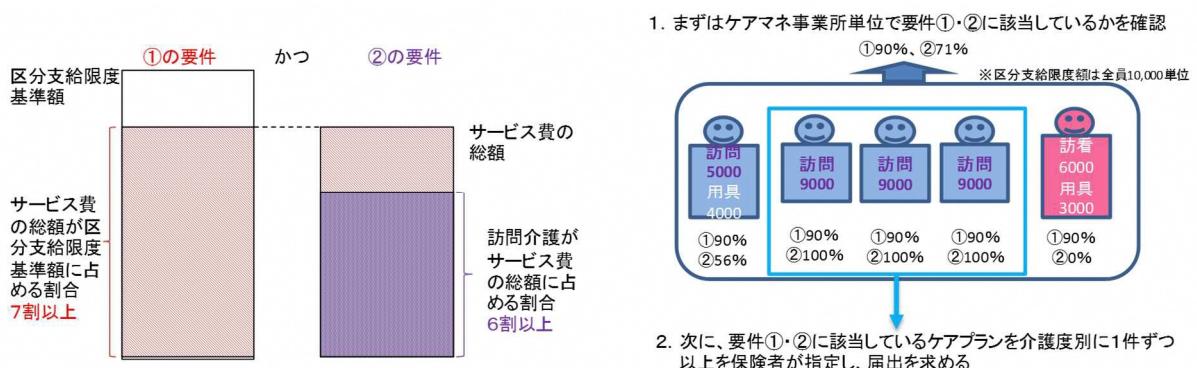
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

(注1) なお、各市町村において、国民健康保険団体連合会と調整の上、地域の実情に応じて、厚生労働大臣が定める基準（従うべき基準）よりも検証対象の範囲を広げるための要件の設定は可能。

(注2) 国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計算単位数」を基に計算。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではない。

(参考) 居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



○ まず、市町村は、上記の要件が設定された帳票（※）を、国民健康保険団体連合会より受領してください。

（※）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添1・2】。帳票の送付や内容の詳細については、「2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出」参照。

○ 次に、市町村は、受領した帳票を活用し、要件①及び②に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て上記の要件①及び②に該当するケアプランについて、

- ・最も訪問介護サービスの利用割合が高いものなど（※1）で、介護度別に1件ずつ以上を指定し（※2）、
- ・当該ケアプランの第1表（居宅サービス計画書（1）：基本的な事項）、第2表（居宅サービス計画書（2）：長期目標・短期目標、サービス内容等）及び第3表（週間サービス計画表）の届出を依頼（※3）

します。

（※1）市町村において一定の考え方のもとで、指定いただいて差し支えない。

（※2）指定の際の留意点

- ・特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、その介護度は届出不要。必要があれば、他の介護度で2件以上の届出を依頼。
- ・すでに、生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の対象となっているケアプランは届出の対象外。
- ・他市町村の住民である利用者のケアプランは届出の対象外。（市町村が必要に応じて、当該市町村と連携）

（※3）必要に応じてアセスメントシートの届出も依頼。

○ 市町村からの届出の依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランについて、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市町村に届け出る必要があります。

なお、理由等については、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）でお示ししているとおり、ケアプラン第2票（居宅サービス計画書（2））の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。

（※1）「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf>

(※2) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、その旨も記載。

- 届出を受けた市町村は、順次、地域ケア会議等（※1）を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行うことになります。

多職種による議論は、「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業（実施団体：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）））（※2）を参照してください。

(※1) 検証の方法としては、地域ケア会議のみならず、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行う会議（サービス担当者会議の前後で行う会議を含む）等での対応も可能。

(※2) 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

https://www.mri-ra.co.jp/pdf/h30_chiikicare_tebiki.pdf

(※3) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、地域ケア会議等の検証の対象としない等、柔軟な対応を探る必要がある。

- 地域ケア会議等での多職種の議論において届出のあったケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、居宅介護支援事業所は、地域ケア会議等での検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行います。

なお、検証対象のケアプラン及び同様・類似の内容のケアプランについて再検討とそれに基づく見直しが行われない場合は、それらのケアプランは、引き続き、地域ケア会議等での検証の対象となり得ます。

- なお、この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としたものです。ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があります、ケアプランの変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明をする必要があります。

(2) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

- 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための指導については、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）において、都道府県における家賃等の入居契約の内容の確認をし、その情報等をもとに、市町村の介護給付費適正化担当部署における高齢者向け住まい等に併設等している（隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。）居宅介護支援事業所におけるケアプランの点検をお願いしているところであり、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施していただくものです。

(※) 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000761353.pdf>

- 具体的には、市町村が設定する要件（※）に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについては、ケアプランを指定し、居宅介護支援事業所に対し提出を求めてください。

(※) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の項目の要件を設定します。

①区分支給限度基準額の利用割合

かつ

②利用サービス種類（注）とその利用割合

（注）区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。

・それぞれの要件が設定された帳票（注）を国民健康保険団体連合会より、受領してください。

（注）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添1・2】

・要件設定にあたっては、必要な数値・サービス種類の設定を行ったうえで「適正化情報（二次加工データ）」の出力を各都道府県国民健康保険団体連合会まで依頼してください。

・併せて、①の要件（区分支給限度基準額に占める利用割合）のみ等で設定できる帳票（注）もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

（注）支給限度額一定割合超一覧表（総括表・明細表）【別添3・4】

・国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算されます。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではありません。

- 市町村によるケアプランの指定については、
- ・上記1（1）の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証における指定方法や、
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課）（※1）
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（実施団体：株式会社三菱総合研究所））（※2）
- を参考にしてください。
- （※1）「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成20年7月18日厚生労働省老健局振興課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824048.pdf>
- （※2）「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）
https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou00000204mw-att/H28_25.pdf
- 提出を受けた市町村では、順次、提出のあったケアプランについて点検を行うことになります。
- ケアプラン点検の実施方法については、「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」等を参照してください。
- なお、多職種の視点からの議論を行うため、地域ケア会議等で検討を行うことも可能です。
- なお、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は介護給付適正化事業の一環として実施するものであるため、介護給付適正化事業におけるケアプラン点検の実施件数に含まれます。
- また、高齢者向け住まいには、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が該当しますが、未届の住宅型有料老人ホームも当然に該当しますので、届出の有無に関わらず点検の対象としてください。

(参考) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証と高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検のポイントについて

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	・ <u>ケアマネ基準省令</u>	・ 自治体に対する指導徹底の <u>通知</u> (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事業 所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合 が <u>7割以上</u> ②その利用サービスの <u>6割以上</u> が 訪問介護が大部分を占める	・ <u>市町村ごとに設定</u> 。 ・ 要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類（注）とその利用割合 <small>（注）区分支給限度管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。</small> ※帳票上、各ケアプランの利用者について、要 介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等で あるかどうかを確認する
検証・点検 対象のケアプ ランの指定	・ 要件①・②に該当するケアプランのうち、 <u>市町村が介護度別に</u> <u>1件ずつ以上を指定し、届出を</u> <u>依頼</u>	・ 要件①・②に該当するケアプランのうち、提出 すべきケアプランを市町村が指定し、提出 を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検 の方法	・ <u>地域ケア会議や、行政職員やリ</u> <u>ハビリテーション専門職が参加</u> <u>する形で行う会議等で検証</u>	・ <u>市町村におけるケアプラン点検</u> (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	・ 検証・点検結果を踏まえ、 <u>対象のケアプランを中心</u> に、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討 ※ケアプランを変更するためには、 <u>利用者の同意を得る必要</u> があり、ケアプランの 変更を強制することはできないため、 <u>介護支援専門員や市町村は本人に十分説明</u> <u>をする必要</u>	

2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証及び高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検における対象となる居宅介護支援事業所及びケアプランの抽出は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、
 - ・要件①・②に該当する居宅介護支援事業所の一覧（総括表）【別添1】と、
 - ・当該居宅介護支援事業所の利用者の一覧（明細表）【別添2】（当該居宅介護支援事業所の全利用者のうち、要件①・②に該当しているかどうかが分かるもの）

を自動抽出（※1～3）し、市町村に送付されます。

送付される帳票に係る詳細については、各都道府県国民健康団体保険連合会までご照会ください。

（※1） 帳票は、サービス提供月ごと。

（※2） 送付の頻度は、最低限3月に1回。具体的な頻度は国民健康保険団体連合会と市町村の間で調整。

なお、最初の送付月については、基本的に、令和3年10～12月分が令和4年2月頃の送付となる見込み。この点も、必要に応じて具体的な時期を国民健康団体保険連合会と市町村の間で調整。

（※3） 明細表上、他市の住民である利用者の個人情報は伏せられる。

- 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検においては、明細表上の各利用者の要介護認定時の居住地の情報（高齢者向け住まい等であるかどうか）を活用してください。ただし、要介護認定時の居住地が高齢者住まい（住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）であるかの情報は、令和3年4月の改正により追加されたため、居住地情報が反映されるには一定の期間を要します。このため、高齢者向け住まい等の所在地等の状況や被保険者の情報、利用している介護サービス事業所や法人名等も参考しながら、高齢者向け住まい等に居住しているか否かを広く確認していただくようお願いします。

また、1（2）でも触れているとおり、上記の帳票の他、既に存在する帳票で、要件①である区分支給限度基準額に占める利用割合のみ等を要件として設定できる帳票【別添3・4】もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

- また、平成30年10月より施行されている生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証についても、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムで抽出される帳票において、一定回数以上の生活援助中心型サービスが位置付けられているケアプランが分かるようになります。

生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の仕組みでは、居宅介護支援事業者は対象のケアプランを翌月の末日までに市町村に届け出こととなって

いますので、市町村では、システムにより抽出される帳票【別添5】を、該当のケアプランが適切に届け出られているかどうかを確認することができる補完的なツールとしてご活用いただけます。

- 上記の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検及び生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証に係るシステムについては、令和3年8月末にリリースされ、10月から運用開始となります。

〔明細表〕
支給限度額一定割合超支利用者一覧表
別添2】

今朝 444 2月 25日 作成
CCC会員登録情報登録用申込書

被保険者登録										被扶養者登録				被扶養者登録			
被保険者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録		被扶養者登録	
登録番号	登録年月日	被保険者名	性別	登録番号	登録年月日	被保険者名	性別	登録番号	登録年月日	被保険者名	性別	登録番号	登録年月日	被保険者名	性別	登録番号	登録年月日
807000010	支拂事業者1	支拂事業者1	○女	90010	○女	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700
807000010	支拂事業者1	支拂事業者1	○女	90010	○女	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700
807000010	支拂事業者1	支拂事業者1	○女	90010	○女	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700	支拂事業者1	○女	16700	16700

居住地（認定情報「現在の状況」）		受給者認定情報の現在の状況コードのうちサービス提供年月が認定有効期間に含まれる最新の情報	
給付管理票記載 実績	割合	限度額に占める給付管理票に記載された計画単位数の割合	
利用者負担額有無		実績における利用者負担額の発生有無	
割合		限度額に占める提供単位数の割合	
同一法人区分			支援事業所とサービス事業所の関係（事業所台帳より）
			○：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」が両方とも一致している
			△：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかが一致している
			×：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかも一致していない

【別添3】 支給限度額一定割合超一覧表（総括表）

支給限度額一定割合超一覧表（総括表）

保険者番号		990001	保険者名		テスト市	抽出条件		サービス提供年月	2015年04月	抽出項目		支給限度額割合	割合		50%以上	限度額の一定割合以上利用者割合		59%以上	割合		59%以上
事業所番号	事業所名	事業所所在 保険者番号	事業所所在 保険者名	合計	要支援1	要支援2	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	更新年月	2	201506						
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	20	0	0	0	6	7	2	3	2	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	100%	0%	0%	0%	30%	35%	10%	15%	10%	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	263,069	0	0	0	57,498	94,762	40,624	53,777	26,408	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	13,153	0	0	0	9,583	12,109	20,312	17,926	13,204	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	56%	0%	0%	0%	55%	62%	76%	59%	57%	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	14	0	0	0	4	5	2	1	1	201506								
9970100418	事業所4.1.8	990001	テスト市	70%	0%	0%	0%	67%	71%	100%	67%	50%	201506								

利用者数	要介護度別の利用者数（当該支援事業所が国保連合会に提出した給付管理票）の合計
利用者割合	利用者数合計のうち、要介護度別の利用者数の割合
計画単位数	要介護度別の計画単位数の合計
平均計画単位数	要介護度別の平均計画単位数（計画単位数÷利用者数）
支給限度割合（要介護度別）	要介護度の利用者の支給限度割合の平均値
支給限度割合（合計）	計画単位数(合計)÷{要介護度別(支給限度額×利用者数)の合計}
限度額の一定割合以上利用者数	利用者数のうち、抽出条件(限度額の一定割合以上利用者割合)に合致する利用者数
限度額の一定割合以上利用者割合	利用者数のうち、[限度額の一定割合以上利用者数]の割合

※「要支援」には平成18年3月以前の要支援および平成18年4月以降の経過的要介護が出力される。

【別添4】 支給限度額一定割合超一覧表（明細表）

支給限度額一定割合超一覧表（明細表）

保険会員番号	990001
保険会員名	テスト市

提出者会員番号	サービス開始年月	2015年04月
提出者項目	支給限度額	支給限度額
提出者上位項目	支給限度額の一定割合超上位項目	支給限度額の一定割合超上位項目
付替	5%以上	5%以上

事業所番号	事業所名	支給事業所		開設者	要介護度	被保険者番号	被保険者名	開直額	給付管理記録		事業所番号	事業所名	開設者	実績				
		事業所番号	事業所名						計画	割合								
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 2 999-9999	990001	テスト市	000000022	チャラ22	19,480	4,195	22%	4,195	5.1	22%	997003734	事業所 7 4	開設者 8 4	実績 99-9999	× 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 3 999-9999	990001	テスト市	000000023	チャラ23	26,750	3,202	12%	2,944	5.9	11%	9980100026	事業所 0 6	開設者 2 6	実績 99-9999	○ 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 3 999-9999	990001	テスト市	000000023	チャラ23	26,750	4,755	18%	3,804	5.1	14%	997001028	事業所 0 8	開設者 2 6	実績 99-9999	△ 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 3 999-9999	990001	テスト市	000000023	チャラ23	26,750	6,938	26%	4,982	5.9	19%	997003172	事業所 7 2	開設者 7 2	実績 99-9999	× 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 3 999-9999	990001	テスト市	000000023	チャラ23	26,750	150	1%	150	5.1	1%	997001154	事業所 7 4	開設者 5 4	実績 99-9999	× 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 3 999-9999	990001	テスト市	000000024	チャラ24	16,580	12,359	75%	10,905	5.1	66%	997003184	事業所 7 4	開設者 8 4	実績 99-9999	× 2015/05
9950100026	事業所 0 6	開設者 0 6	要介護 4 999-9999	990001	テスト市	000000025	チャラ25	16,580	10,621	64%	4,902	5.1	30%	997001465	事業所 4 6	開設者 4 6	実績 99-9999	× 2015/05

給付管理票記載	割合	限度額に占める給付管理票に記載された計画単位数の割合
実績	利用者負担額有無	実績における利用者負担額の発生有無
	割合	限度額に占める提供単位数の割合
同一法人区分	支援事業所とサービス事業所の関係（事業所台帳より）	

- ：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」が両方も一致している
- △：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかが一致している
- ×：事業所台帳の「申請／開設者名」、「申請／開設者電話番号」のいずれかも一致していない

【別添5】生活援助中心訪問介護サー・バス利用者一覧表

生活援助中心訪問介護サー・バス利用者一覧表

保険者番号	900010
保険者名	○○市

抽出条件	サービス提供年月	2021年07月
	要介護 1 回数	27回以上
	要介護 2 回数	34回以上
	要介護 3 回数	43回以上
	要介護 4 回数	38回以上
	要介護 5 回数	31回以上

保険者番号	保険者名	被保険者番号	被保険者名	支援事業所番号	支援事業所名	支援事業所所在 保険者番号	支援事業所所在 保険者番号	介護支援 専門員番号	介護支援 専門員番号	要介護度	合計 回数	訪問介護 事業所数	更新年月
900010	○○市	0000000001	ヒカル君1	9070000010	支援事業所1 (○○市所在)	900010	○○市	9000001	要介護 1	28	2	202111	
900010	○○市	0000000002	ヒカル君2	9070000020	支援事業所2 (■■市所在)	900020	■■市	9000021	要介護2	34	3	202111	

合計回数	生活援助中心型のサービスコードの回数の合計
訪問介護事業所数	生活援助中心型のサービスコードの請求のある事業所数

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報をお確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

(1) 厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

(3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

(4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1>

(5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に

関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発0325第2号」で検索すると閲覧できます。